

新居浜市地球温暖化対策地域計画

第2次区域施策編

みんなで取り組もう

ストップ! 温暖化



令和3（2021）年3月策定

令和6（2024）年3月改訂

新居浜市

新居浜市地球温暖化対策地域計画（第2次区域施策編）

目次

第1章	計画策定の背景.....	1
1-1	地球温暖化の現状	1
1-2	地球温暖化の原因	2
1-3	地球温暖化の影響	3
1-4	地球温暖化対策をめぐる国内外の動向.....	6
第2章	計画の基本的事項	9
2-1	計画の改訂	9
2-2	計画の位置づけ	9
2-3	計画の期間	10
2-4	計画の対象	10
第3章	新居浜市の現況.....	12
3-1	温室効果ガス排出量の現況推計.....	12
3-2	各排出部門の増減要因	15
3-3	再生可能エネルギー導入状況	17
3-4	再生可能エネルギー導入ポテンシャル.....	18
第4章	温室効果ガス削減目標.....	19
4-1	温室効果ガス排出量の将来推計.....	19
4-2	削減目標	20
4-3	削減見込量	21
4-5	今後の方向性.....	25
第5章	目標の達成に向けた取組	26
5-1	将来ビジョン.....	26
5-2	取組の基本方針及び取組内容	28
5-3	ロードマップ.....	58
第6章	推進体制と進行管理	59
6-1	推進体制	59
6-2	進行管理	60
	用語解説	62

第1章 計画策定の背景

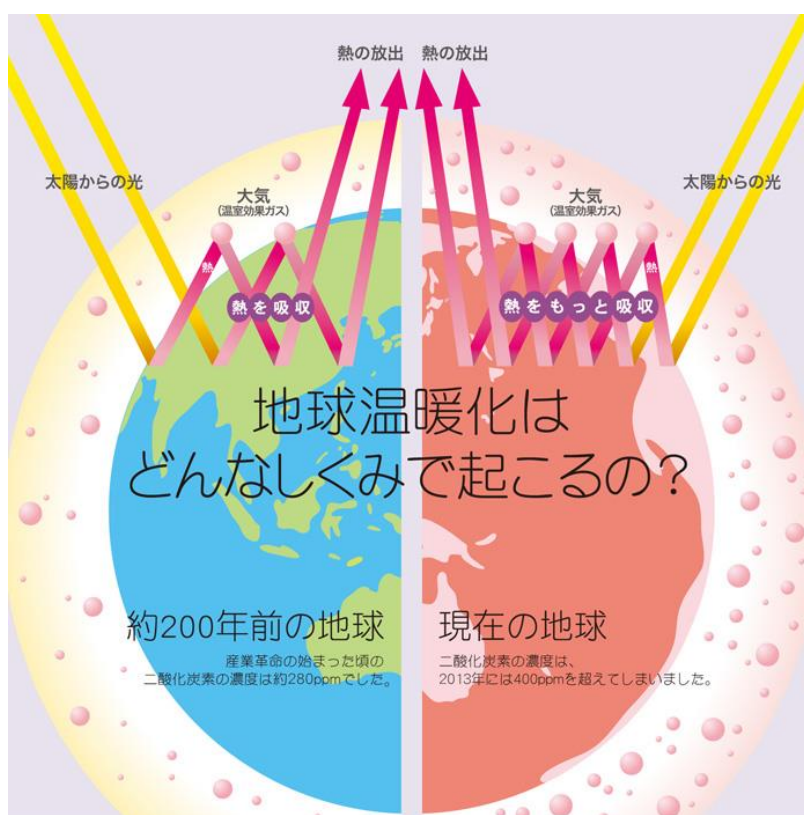
1-1 地球温暖化の現状

地球温暖化とは、大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象で、主な原因は大気中の二酸化炭素（CO₂）やメタン（CH₄）に代表される温室効果ガスによる「温室効果」によるものとされています。地表の大気は、太陽エネルギーを受けて暖められた地上面から、宇宙に向けて放出される熱エネルギーを、大気中の温室効果ガスが吸収することで暖められます（図1-1）。温室効果ガスがなければ-19℃程度である地球の平均気温は、この「温室効果」によって14℃前後に保たれています（+33℃の効果）。

このように、「温室効果」は、地球上の生物の生存にとって重要な働きをしていますが、私たちが石油や石炭等の化石エネルギーを燃焼させ、大量の温室効果ガスを大気中に排出し続けることによって過度な温暖化が進むと、人類や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が出ると言われています。

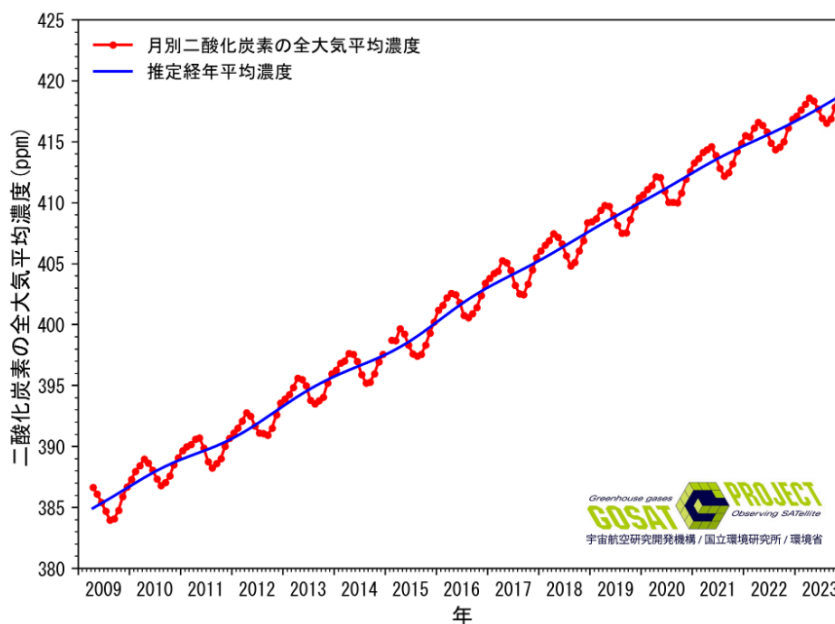
2023年の大気中の二酸化炭素濃度は約418ppmまで上昇しており、産業革命以前の濃度（278ppm）と比べて約50%も増加しています。また、過去1年間（2022年12月～2023年12月）で増加した二酸化炭素の全大気平均濃度（年増加量）は2.4ppmとなりました（図1-2）。

図1-1 地球温暖化のしくみ



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

図1-2 大気中の二酸化炭素濃度の推移

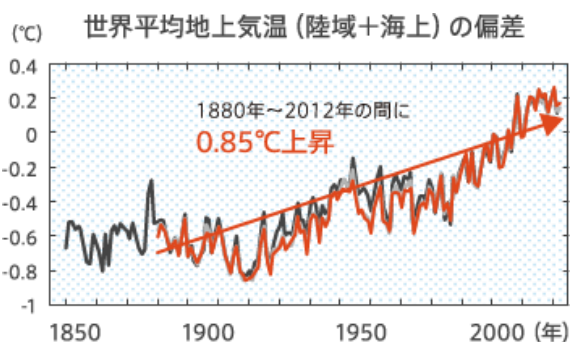


出典：国立環境研究所ホームページ

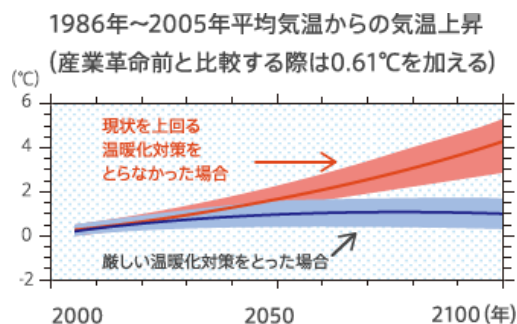
1-2 地球温暖化の原因

「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」の第5次評価報告書によると、1880～2012年の間に地球の平均気温が0.85℃上昇しています。特に最近30年の各10年間では、1850年以降のどの10年間よりも高温となっており、このままの状態が続けば、21世紀末には今よりも最大で4.8℃上昇する可能性があるとして予測されています (図1-3)。

図1-3 平均気温の過去からの状況(左)と将来予測(右)



出典：IPCC第5次評価報告書 統合報告書
政策決定者向け要約 図SPM.1(a)より環境省作成



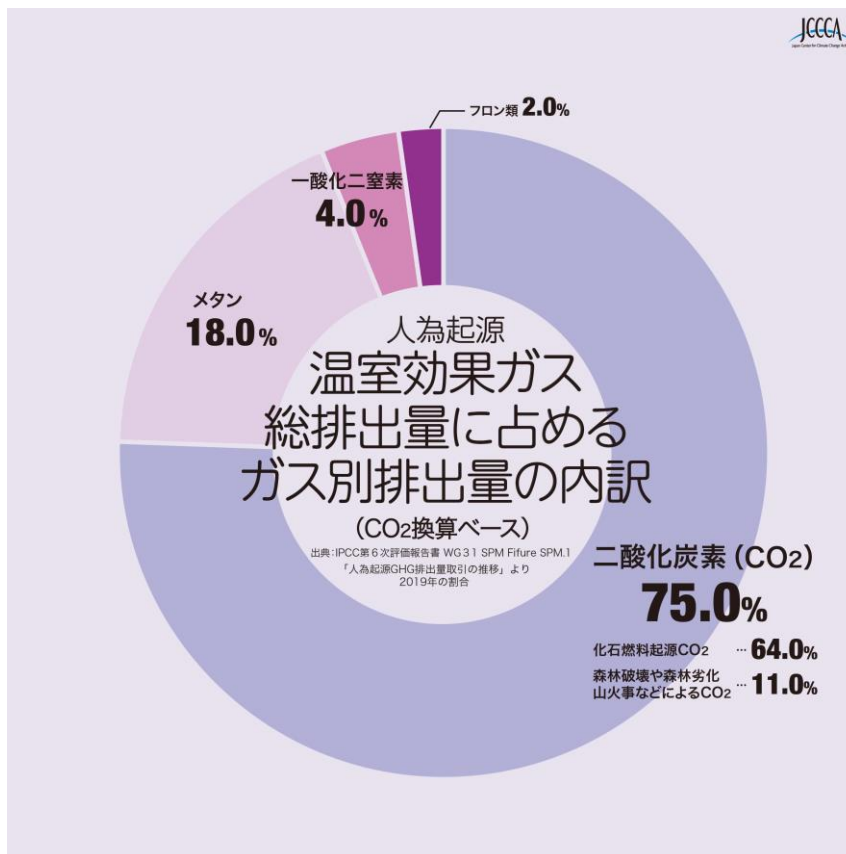
出典：IPCC第5次評価報告書 統合報告書
図SPM.6 (a)より環境省作成
2081～2100年の平均 2.6～4.8℃上昇 0.3～1.7℃上昇

出典：環境省ホームページ

過去50年の気温上昇は、化石エネルギーの大量消費などの人為的な要因によるものである可能性が

極めて高く、地球温暖化は今や疑う余地がない状況といえます。また、人為起源の温室効果ガスの中では、二酸化炭素が最も大きな割合を占めています（図1-4）。

図1-4 温室効果ガス総排出量に占めるガス別排出量



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

1-3 地球温暖化の影響

地球温暖化により気温が上昇すると、海面上昇による陸地の減少のみならず、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、砂漠化の進行、生態系の異変など、自然環境に大きな影響が及びます。また、農業や水資源への影響による食糧危機、マラリアなどの伝染病や感染症の流行など、人間の生活環境にも様々な影響が及ぶことが懸念されています。

我が国においても、気温上昇や降水量の増加、自然災害の増加、ブナ林の減少など生態系への影響拡大、農作物の品質低下、熱中症患者の増加などが予測されており、社会的・経済的な影響が予測されています（図1-5、図1-6）。

そのため、今後は、気候変動のリスクを低減し管理するための手段として、地球温暖化を「緩和（温室効果ガスの排出削減）」する対策とともに、地球温暖化に「適応」するための対策が大変重要となってきます。

図1-5 2100年末に予測される日本への影響

JCCCA

日本への影響は？

2100年末に予測される日本への影響予測
(温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000年との比較)

気温	気温	3.5~6.4℃上昇
	降水量	9~16%増加
	海面	60~63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83~85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1~1.2 倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失~現在の7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の10~53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13~34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から75~96%に拡大

出典：環境省環境研究総合推進費 S-8 2014年報告書

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

図1-6 気候変動による将来の主要なリスク

JCCCA

1

海面上昇
高潮

(沿岸、島しょ)

2

洪水
豪雨

(大都市)

3

インフラ
機能停止

(電気供給、医療などのサービス)

4

熱中症

(死亡、健康被害)

5

食糧不足

(食糧安全保障)

6

水不足

(飲料水、灌漑用水の不足)

7

海洋生態系
損失

(漁業への打撃)

8

陸上生態系
損失

(陸域及び内水の生態系損失)

将来の
主要なリスク
とは？

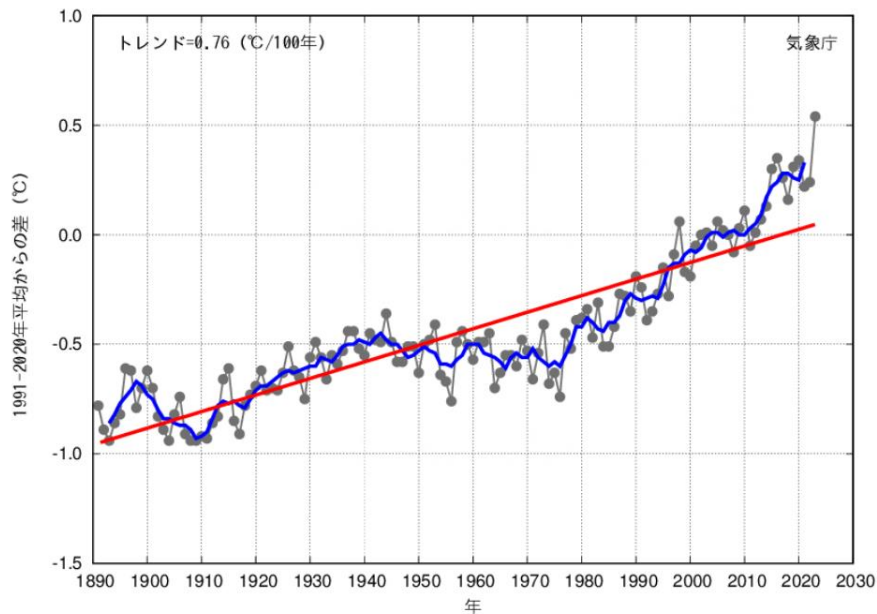
複数の分野地域におよぶ
主要リスク
出典) IPCC 第5次評価報告書 WGII

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

世界の年平均気温の長期的な変化傾向は、100年あたり0.74℃の割合で上昇しており、近年はトレンド（図中の赤い線）を上回って高温となる年が頻出しています（図1-7）。

細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差、太線（青）：偏差の5年移動平均値、直線（赤）：長期変化傾向。
基準値は1991～2020年の30年平均値。

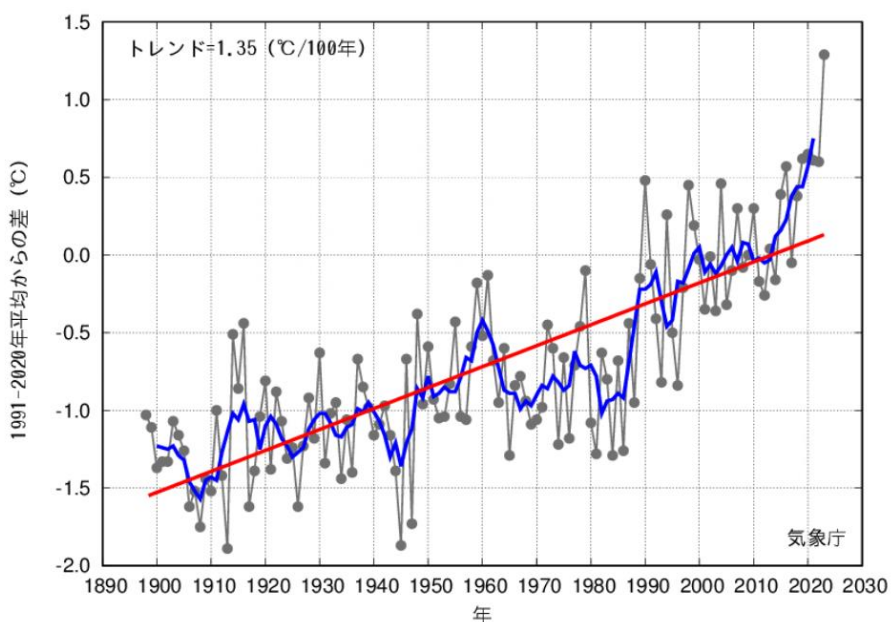
図1-7 世界の年平均気温偏差



出典：気象庁ホームページ

日本の年平均気温の長期的な変化傾向は、100年あたり1.30℃の割合で上昇しています。世界の傾向と同様に、近年はトレンド（図中の赤い線）を上回って高温となる年が頻出しています（図1-8）。

図1-8 日本の年平均気温偏差



出典：気象庁ホームページ

1-4 地球温暖化対策をめぐる国内外の動向

(1) 国際的な動向

2015年12月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、全ての国が参加する公平で実効的な2020年以降の法的枠組として「パリ協定」を採択しました。パリ協定は、世界共通の長期目標「世界の平均気温上昇を2℃未満に保つ(1.5℃に抑える努力をする)」を掲げ、主要排出国を含む全ての国が、今世紀後半には人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにするため、排出量削減目標を定め提出すること、その達成のための国内対策をとっていくことを義務付けています。

2018年10月、「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」が『1.5℃特別報告書』を公表し、「世界の平均気温は産業革命前からすでに1℃上昇しており、現状は2100年に3℃上昇すると予測され、このままいくと2030年から2052年に1.5℃上昇に達する可能性がある」と指摘しています。また、「世界平均気温上昇がパリ協定の掲げる2℃ではなく1.5℃に抑えることができれば、気候変動の影響による災害リスクは軽減できる」と更なる対策強化を促し、各国では2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

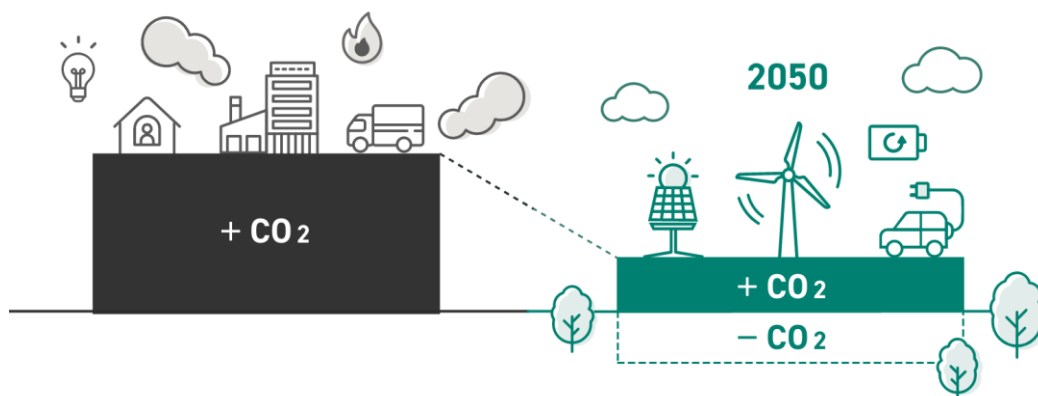
2023年12月、アラブ首長国連邦・ドバイにおいてCOP28が開催されました。本会合内での決定文書では、パリ協定の目標達成に向けた世界全体の進捗を評価するグローバス・ストックテイク(GST)に関する決定、ロス&ダメージ(気候変動の悪影響に伴う損失と損害)に対応するための基金を含む新たな資金措置の制度の大枠に関する決定の他、緩和、適応、資金、公正な移行等の内容が記載されました。

(2) 国内の動向

2020年10月、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラル(図1-9)、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。2021年10月には国の地球温暖化対策計画が5年ぶりに改定され、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標(表1-1)、目標実現のための対策・施策が示されました。

地球温暖化対策推進法や地球温暖化対策計画では、地方公共団体において「その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進すること」が求められており、2021年6月には、国・地方脱炭素実現会議において、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程や具体策、関係府省・自治体などの連携の在り方や取組を示した「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。このような潮流の中、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体(ゼロカーボンシティ)は急激に増加しており、2023年12月末時点においては1,013地方公共団体となっています。

図1-9 カーボンニュートラルのイメージ



出典：環境省ホームページ

表1-1 地球温暖化対策計画におけるガス別（部門別）排出量の目標・目安（単位：百万 t-CO₂）

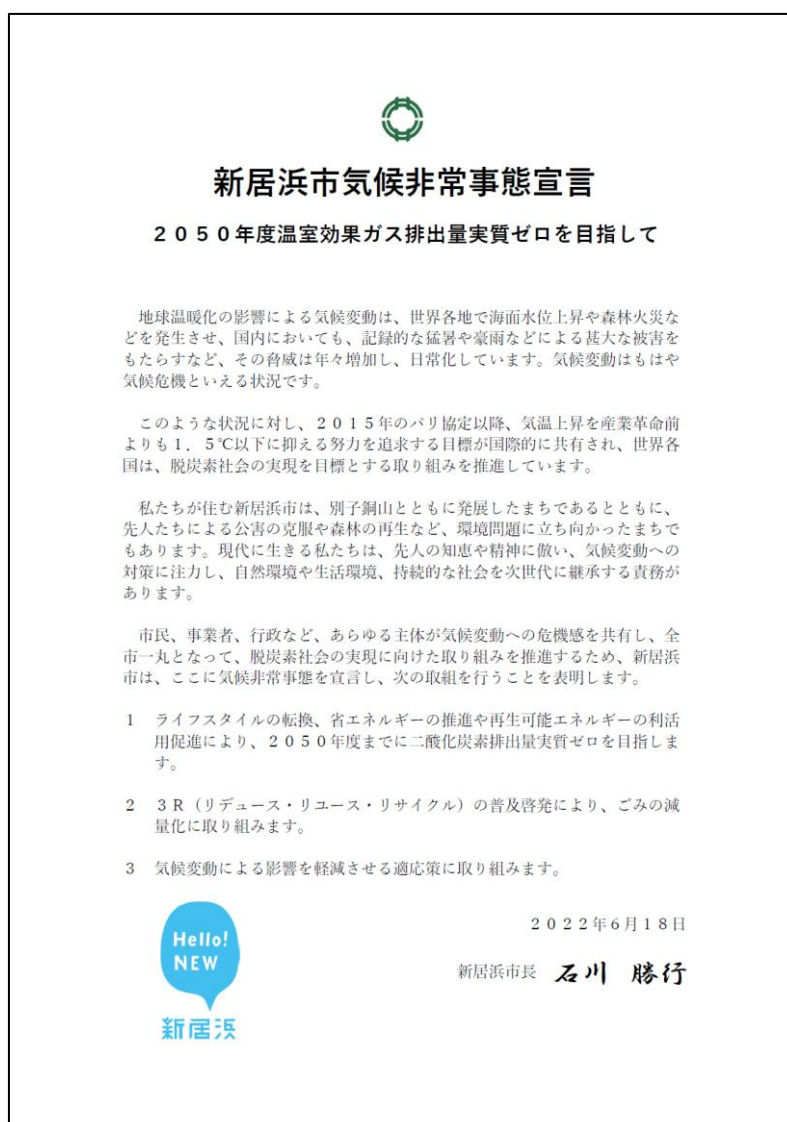
温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標	
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%	
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%	
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	0.22	▲44%	▲25%	
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)	
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-	

出典：地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）

(3) 本市の動向

本市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法)に基づき、2009年3月に「新居浜市地球温暖化対策地域計画(区域施策編)」、2021年3月に「新居浜市地球温暖化対策地域計画(第2次区域施策編)」を策定し、市民・事業者・行政等の各主体の協働のもと、地球温暖化対策に取り組んできました。本計画では、2050年度までに市域の二酸化炭素排出量ゼロを目指す長期目標を掲げ、同年6月に「ゼロカーボンシティ」を表明しました。また、2022年6月には、市長が気候非常事態を宣言し、各主体が気候変動への危機感を共有し、全市一丸となって、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進することを表明しました(図1-10)。

図1-10 新居浜市気候非常事態宣言(2022年6月18日)



The poster features a green circular logo at the top center. Below it, the title '新居浜市気候非常事態宣言' is written in bold black text, followed by the subtitle '2050年度温室効果ガス排出量実質ゼロを目指して'. The main body of text is in a smaller font, detailing the city's commitment to net-zero emissions by 2050 and the impact of climate change. At the bottom left, there is a blue speech bubble with the text 'Hello! NEW' and '新居浜' below it. At the bottom right, the date '2022年6月18日' and the mayor's name '新居浜市長 石川 勝行' are displayed.

新居浜市気候非常事態宣言
2050年度温室効果ガス排出量実質ゼロを目指して

地球温暖化の影響による気候変動は、世界各地で海面水位上昇や森林火災などを発生させ、国内においても、記録的な猛暑や豪雨などによる甚大な被害をもたらすなど、その脅威は年々増加し、日常化しています。気候変動はもはや気候危機といえる状況です。

このような状況に対し、2015年のパリ協定以降、気温上昇を産業革命前よりも1.5℃以下に抑える努力を追求する目標が国際的に共有され、世界各国は、脱炭素社会の実現を目標とする取り組みを推進しています。

私たちが住む新居浜市は、別子銅山とともに発展したまちであるとともに、先人たちによる公害の克服や森林の再生など、環境問題に立ち向かったまちでもあります。現代に生きる私たちは、先人の知恵や精神に倣い、気候変動への対策に注力し、自然環境や生活環境、持続的な社会を次世代に継承する責務があります。

市民、事業者、行政など、あらゆる主体が気候変動への危機感を共有し、全市一丸となって、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進するため、新居浜市は、ここに気候非常事態を宣言し、次の取組を行うことを表明します。

- 1 ライフスタイルの転換、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利活用促進により、2050年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。
- 2 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の普及啓発により、ごみの減量化に取り組めます。
- 3 気候変動による影響を軽減させる適応策に取り組めます。

2022年6月18日
新居浜市長 石川 勝行

Hello!
NEW
新居浜

第2章 計画の基本的事項

2-1 計画の改訂

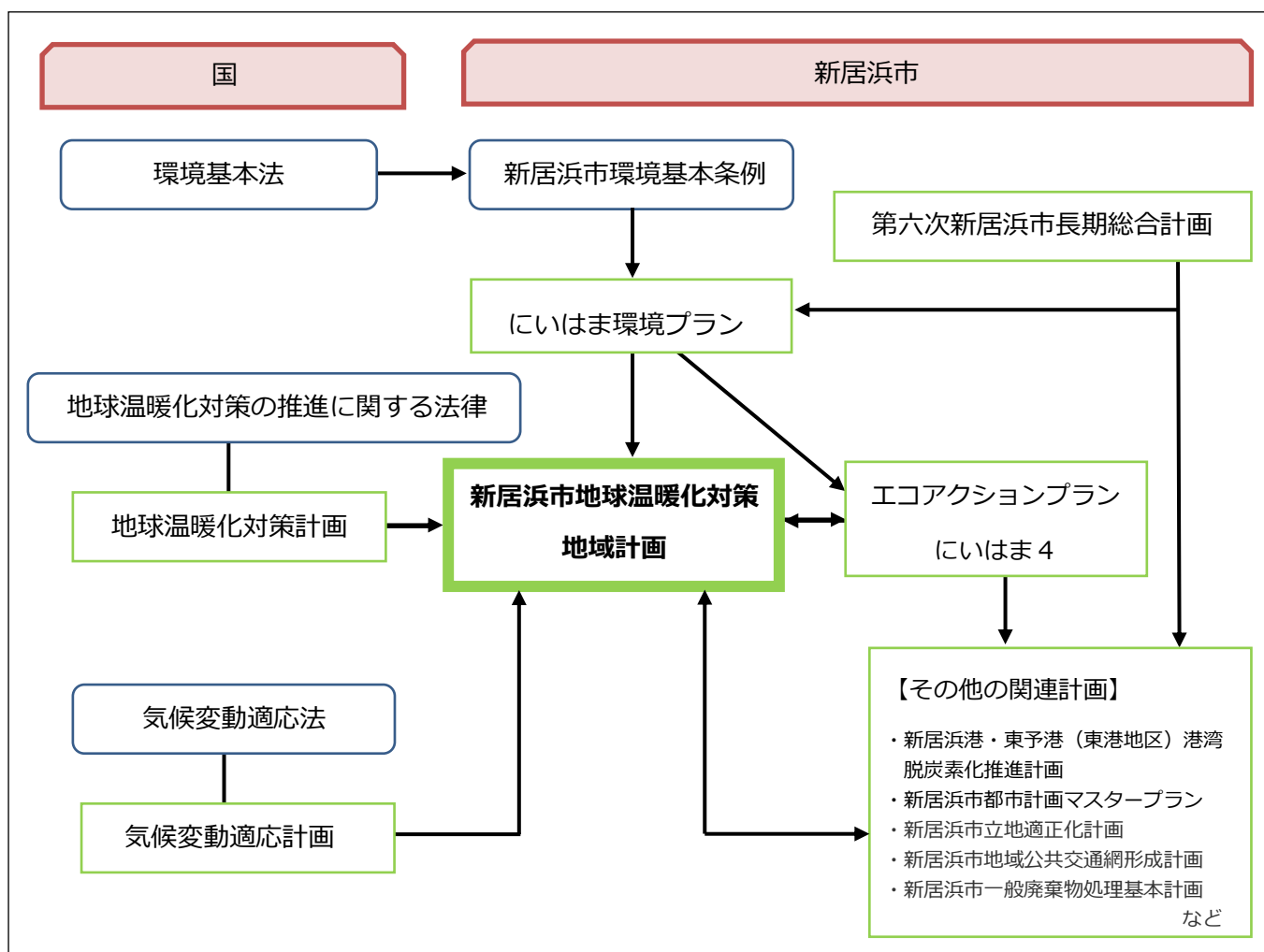
本市は、2021年3月に「新居浜市地球温暖化対策地域計画（第2次区域施策編）」を策定し、市民・事業者・行政等の各主体の活動のもと、本市における地球温暖化対策に取り組んできましたが、2021年以降の地球温暖化対策をめぐる国内外の動向を踏まえ、市内全域から排出される温室効果ガスの排出抑制をより一層推進するため、必要な修正や施策の追加等を行います。

2-2 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）第21条に基づいて策定する地方公共団体実行計画（区域施策編）です。

また、本市の最上位計画である「第六次新居浜市長期総合計画」や環境面での上位計画である「第三次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画」（いいはま環境プラン）に基づき、本市の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するための計画として位置づけられるものです（図2-1）。

図2-1 計画の位置付け

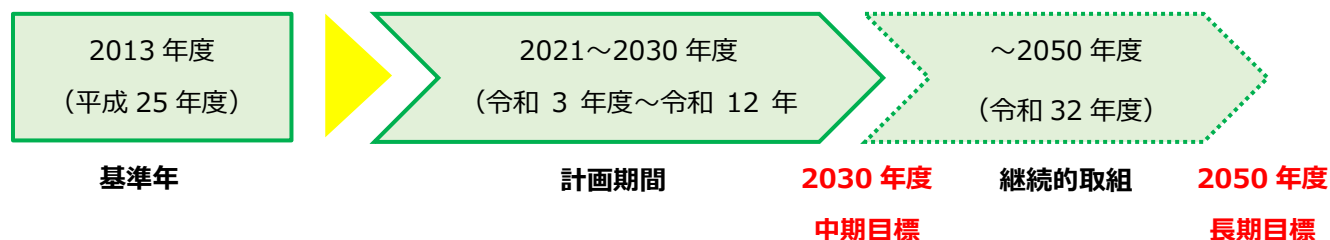


2-3 計画の期間

本計画の期間は、2021年度から2030年度までの10年間とし、計画の基準年は、2013年度とします。これは、2021年10月に策定された国の地球温暖化対策計画と整合を図ったものです。

計画の目標年は、国の地球温暖化対策計画の最終年である2030年度を中期目標年とし、2050年度を長期目標年として、国が目標とする温室効果ガスの排出実質ゼロを目指します。

なお、将来の国や社会の動向に適切に対応するため、本計画は適宜、見直しを行います。



2-4 計画の対象

(1) 計画の対象

本計画は、事業活動や市民生活における温室効果ガス排出量の削減など市域の地球温暖化対策全てを対象とします。

(2) 対象とする温室効果ガス

本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法)第2条第3項で対象となっている7種類の温室効果ガスのうち、全体の9割以上を占める二酸化炭素排出量を対象とすることで、市民、事業者の環境配慮の努力と成果に直結するものとします。また、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量削減については、市独自の取組を行うことが難しいため、国や県と連携し対策を推進していきます(表2-1)。

表2-1 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス		主な排出源・用途
二酸化炭素 (CO ₂)		燃料の燃焼、電気の使用、廃棄物の焼却等
メタン (CH ₄)		燃料の燃焼、農業、廃棄物の焼却、廃棄物の埋立、排水処理等
一酸化二窒素 (N ₂ O)		燃料の燃焼、農業、廃棄物の焼却、排水処理等
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	スプレー、エアコン等の冷媒使用に伴う漏えい等
	パーフルオロカーボン (PFC)	半導体や電子製品の製造時の洗浄等
	六フッ化硫黄 (SF ₆)	半導体の製造、変圧器、電気絶縁体等
	三フッ化硫黄 (NF ₃)	NF ₃ の製造、半導体の製造

(3) 対象とする排出部門

本計画では二酸化炭素の排出部門を下表のとおり 5 部門に分けて整理しています。

本計画では、これまで本市が主体的に排出抑制に向けて取り組むことができる業務その他部門、民生家庭部門、運輸部門、廃棄物部門の 4 部門を対象としていましたが、2023年度の改訂により、産業部門を対象に含めます（表 2 - 2）。

表 2 - 2 二酸化炭素の排出部門

部門名		各部門の内容
エネルギー 起源 CO ₂	産業部門	製造業、建設業、鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	業務その他業務 その他部門	事務所、ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも属さないエネルギー消費に伴う排出
	民生家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出 ※自家用自動車からの排出は運輸部門で計上します。
	運輸部門	自動車、船舶におけるエネルギー消費に伴う排出
廃棄物分野		一般廃棄物の焼却のうち廃プラスチックの燃焼に伴う排出 ※食物くず（生ごみ）や紙くず等のバイオマス（生物体）起源の廃棄物の焼却に伴う排出は、植物により大気中から一度吸収された二酸化炭素が再び大気中に排出されるものであり、カーボンバランスは一定であると考えられるため、排出量には含めません。

第3章 新居浜市の現況

3-1 温室効果ガス排出量の現況推計

これまで本市では、2009年度に策定した新居浜市地球温暖化対策地域計画（区域施策編）で使用した温室効果ガス排出量の推計方法を基に、市域の温室効果ガス排出量を推計してきましたが、本計画では、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和5年3月）」の標準的手法に基づき、統計資料の按分（都道府県按分法又は全国按分法）により地方公共団体別部門・分野別の排出量を推計します。なお、一般廃棄物の二酸化炭素排出量は、環境省「一般廃棄物実態調査結果」の焼却処理量から推計します（表3-1）。

表3-1 温室効果ガス排出量推計方法

部門名		各部門の推計方法
産業部門	製造業	愛媛県の製造業炭素排出量／愛媛県の製造品出荷額 ×新居浜市の製造品出荷額×排出係数 44／12
	建設・鉄鋼業	愛媛県の建設業・鉱業炭素排出量／愛媛県の従業者数 ×新居浜市の従業者数×排出係数 44／12
	農林水産業	愛媛県の農林水産業炭素排出量／愛媛県の従業者数 ×新居浜市の従業者数×排出係数 44／12
業務その他部門		愛媛県の業務部門炭素排出量／愛媛県の従業者数 ×新居浜市の従業者数×排出係数 44／12
家庭部門		愛媛県の家庭部門炭素排出量／愛媛県の世帯数 ×新居浜市の世帯数×排出係数 44／12
運輸部門	自動車	全国の自動車車種別炭素排出量／全国の自動車車種別保有台数 ×新居浜市の自動車車種別保有台数×排出係数 44／12
	鉄道	全国の人口当たり炭素排出量／全国の人口 ×新居浜市の人口×排出係数 44／12
	船舶	全国の外航船舶を除く入港船舶総トン数当たり炭素排出量 ／全国の外航船舶を除く入港船舶総トン数 ×新居浜市の外航船舶を除く入港船舶総トン数×排出係数 44／12
廃棄物分野		一般廃棄物焼却処理量×（1－水分含有率）×プラスチック類比率×排出係数
森林吸収量		森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法

本市における温室効果ガス（CO₂）の排出量は 2013 年度以降、減少傾向にありましたが、2017 年度以降、増減しており、2020 年度現在では 2,783 千 t-CO₂となっています（図 3 - 1）。また、2020 年度の本市の森林による CO₂吸収量を推計した結果、11.6 千 t-CO₂となっています（表 3 - 2）。

図 3 - 1 温室効果ガス排出量の推移

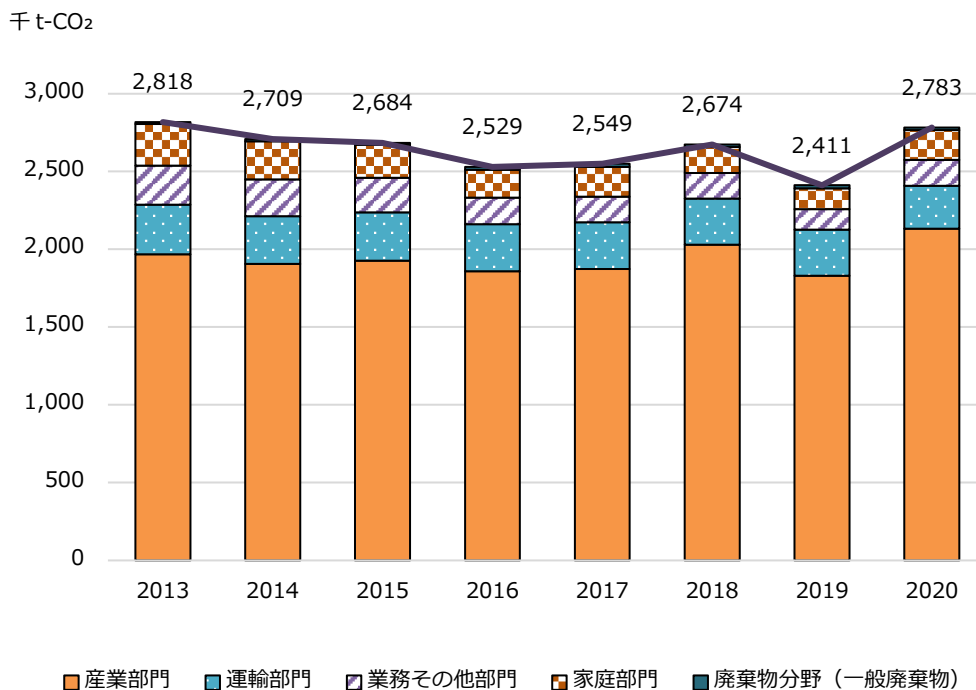


表 3 - 2 温室効果ガス排出量の推移 (千 t-CO₂)

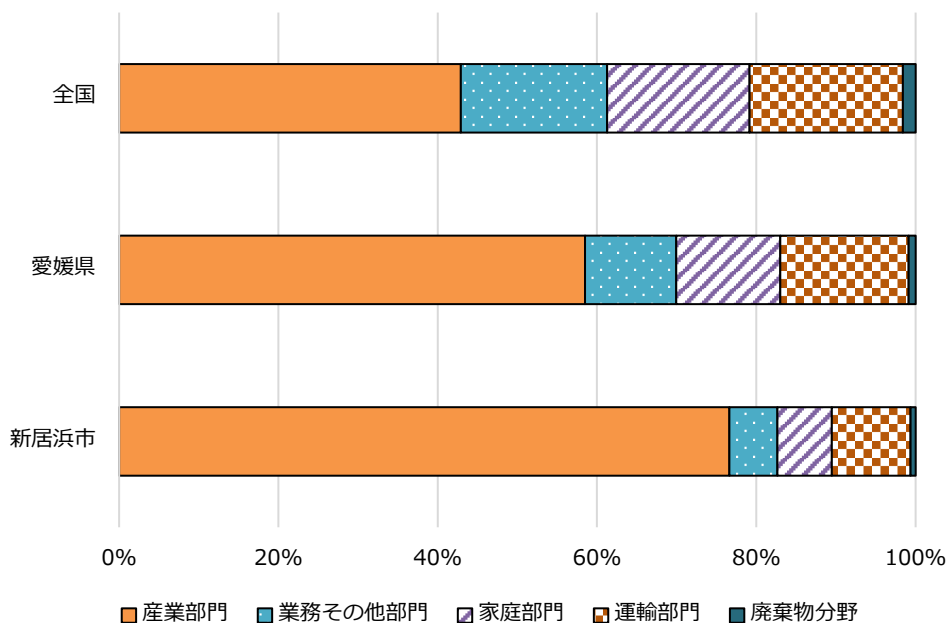
部門・分野	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
合計	2,818	2,709	2,684	2,529	2,549	2,674	2,411	2,783
産業部門	1,968	1,905	1,928	1,859	1,874	2,031	1,831	2,132
製造業	1,950	1,884	1,909	1,841	1,857	2,014	1,816	2,118
建設業・鉱業	12	12	11	10	10	10	8	10
農林水産業	5	10	8	8	7	6	6	4
業務その他部門	252	237	222	169	164	164	132	167
家庭部門	267	245	213	180	192	166	134	191
運輸部門	319	308	309	303	299	296	295	275
自動車	223	217	216	213	211	208	205	187
旅客	126	120	120	119	118	116	113	100
貨物	97	96	96	94	93	92	92	88
鉄道	10	9	9	9	8	8	7	7
船舶	86	82	85	82	80	80	83	80
廃棄物分野 (一般廃棄物)	13	14	12	18	20	18	20	17
森林吸収量								▲11
差引								2,722

※四捨五入により、合計値が整合しない場合があります。

※産業部門にはエネルギー転換部門も含まれます。

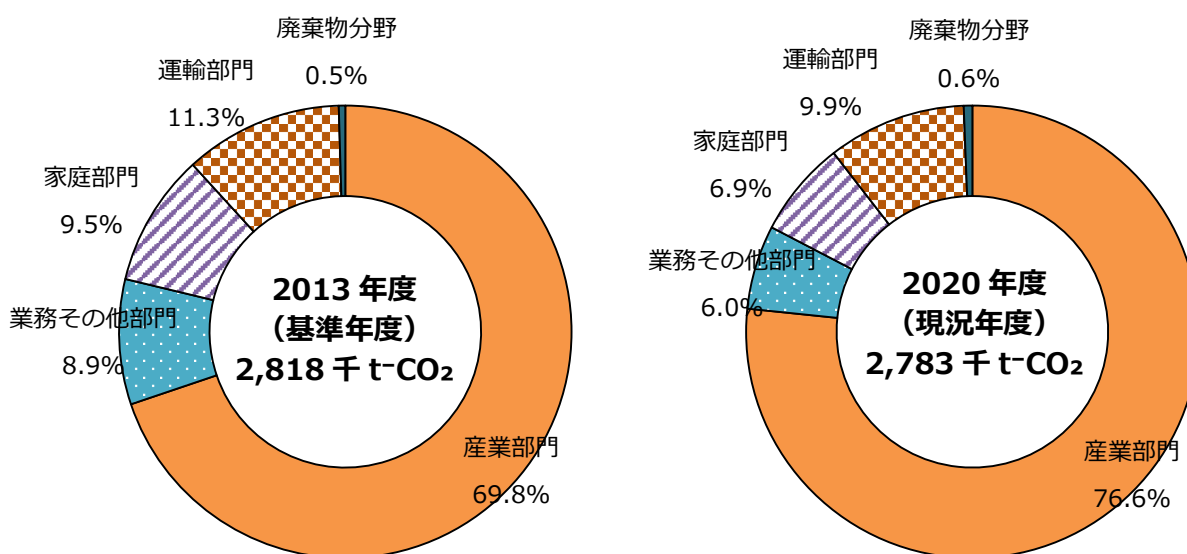
本市から排出される温室効果ガス（CO₂）は、70%以上が産業部門からの排出であり、全国や愛媛県全体に比べても、産業部門からの排出の占める割合が大きくなっています（図3-2）。

図3-2 全国、愛媛県、新居浜市の温室効果ガス排出量構成比（2020年度）



本市から排出される温室効果ガス（CO₂）は、基準年である2013年度と比較して、2020年度は産業部門の排出量割合が増加しています（図3-3）。

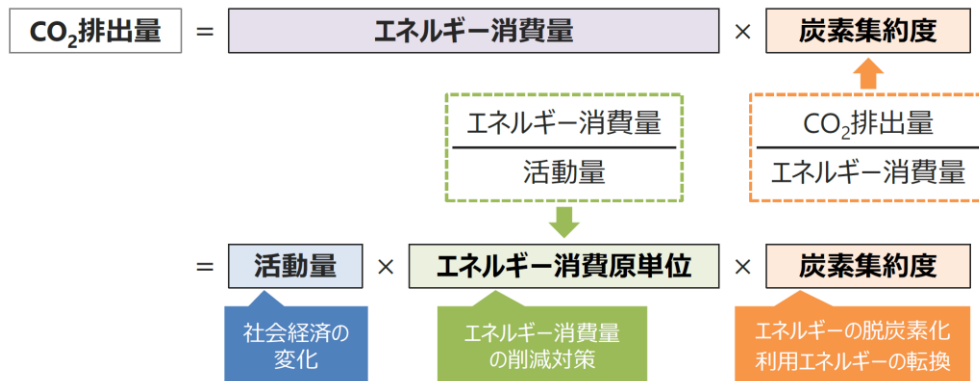
図3-3 温室効果ガス排出量の内訳



3-2 各排出部門の増減要因

エネルギー起源の二酸化炭素の排出量の増減要因について、エネルギー起源の二酸化炭素排出量の算定式（要因分解法）（図3-4）に基づき、活動量、エネルギー消費原単位（活動量当たりのエネルギー消費量）、炭素集約度（エネルギー消費量当たりの二酸化炭素排出量）の3つの要因に分解し、分析します（表3-3、表3-4、表3-5）。

図3-4 エネルギー起源の二酸化炭素排出量の算定式（要因分解法）



出典：環境省「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」

表3-3 新居浜市の活動量

排出部門	活動量	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
産業部門	製造業	製造品出荷額（億円）	6,582	7,298	7,039	7,024	7,974	8,954	8,500	8,652
	建設業・鉱業	従業者数（人）	5,811	4,732	4,732	4,732	4,732	4,732	4,732	4,654
	農林水産業	従業者数（人）	101	168	168	168	168	168	168	83
業務その他部門	従業者数（人）	42,238	41,363	41,363	41,363	41,363	41,363	41,363	41,800	
家庭部門	世帯数（世帯）	57,113	57,159	57,144	57,361	57,565	57,621	57,741	57,740	
運輸部門	自動車（旅客）	自動車保有台数（台）	68,659	69,222	69,578	70,010	70,483	70,757	70,884	71,188
	自動車（貨物）	自動車保有台数（台）	19,436	19,193	19,093	19,287	19,269	19,269	19,073	19,553
	鉄道	人口（人）	124,183	123,330	122,347	121,637	120,915	119,893	118,970	117,846
	船舶	外航船舶を除く入港船舶総トン数（千トン）	14,303	13,671	14,480	14,151	14,022	13,949	14,590	14,093

表 3 - 4 新居浜市のエネルギー消費量 (TJ)

排出部門	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
産業部門 (製造業)	29,958	29,490	30,307	31,445	31,784	34,159	32,954	35,534
産業部門 (建設業・鉱業)	167	160	154	160	159	151	138	146
産業部門 (農林水産業)	92	175	147	151	142	130	128	73
業務その他部門	3,328	3,130	3,048	2,833	2,695	2,742	2,643	2,552
家庭部門	3,424	3,142	2,827	2,955	3,122	2,751	2,743	2,893
運輸部門 (自動車 (旅客))	1,846	1,769	1,763	1,754	1,738	1,713	1,669	1,471
運輸部門 (自動車 (貨物))	1,414	1,404	1,398	1,366	1,356	1,342	1,338	1,263
鉄道	154	147	145	146	144	141	138	130
船舶	1,183	1,127	1,161	1,136	1,102	1,103	1,135	1,091
計	41,566	40,545	40,950	41,948	42,243	44,232	42,889	45,153

※四捨五入により、合計値が整合しない場合があります。

※本市のエネルギー消費量は、「都道府県別エネルギー消費統計」、「総合エネルギー統計 (資源エネルギー庁)」の公表値を本市の活動量で按分し算定した値としています。

2013年度から2020年度の活動量、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量を基にした、各排出部門の要因分析は次のとおりとなります (表 3 - 5)。

表 3 - 5 本市の排出量の増減値及び要因分析 (千 t-CO₂)

排出部門		排出量			各要因による排出量		
		2013	2020	増減値	活動量	エネルギー消費原単位	炭素集約度
産業部門	製造業	1,950	2,118	168	613	▲250	▲195
	建設業・鉱業	12	10	▲2	▲2	1	0
	農林水産業	5	4	▲1	▲1	0	0
業務その他部門		252	167	▲85	▲3	▲56	▲26
家庭部門		267	191	▲76	3	▲44	▲35
運輸部門	自動車 (旅客)	126	100	▲26	5	▲30	0
	自動車 (貨物)	97	88	▲10	1	▲11	0
	鉄道	10	7	▲3	▲1	▲1	▲1
	船舶	86	80	▲6	▲1	▲5	1

各部門とも、エネルギー消費原単位 (エネルギー消費量の削減対策)、エネルギー消費原単位及び炭素集約度 (エネルギーの脱炭素化・利用エネルギーの転換) が排出量の減少に大きく寄与していますが、活動量の増加 (社会経済の変化) が排出量の増加に寄与しています。

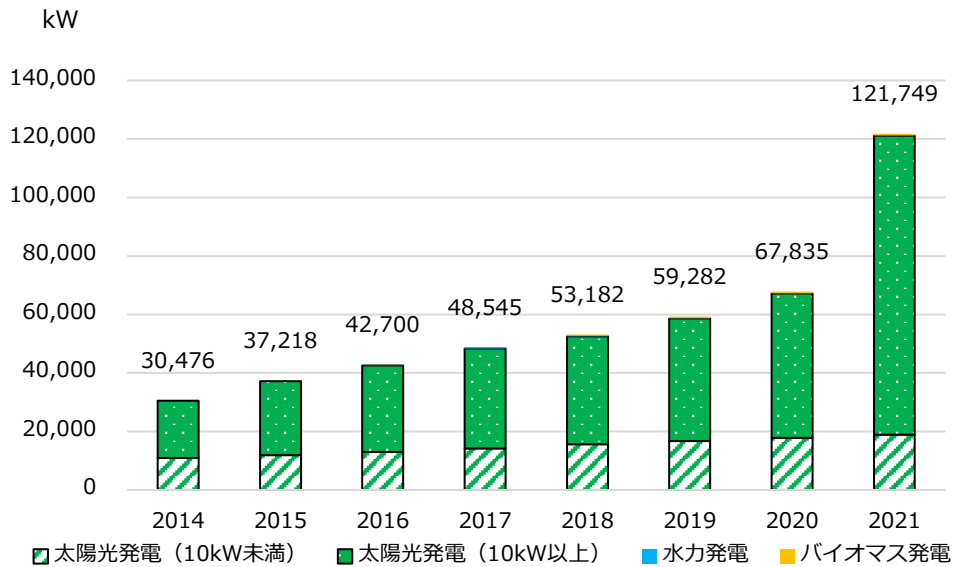
特に製造業は、活動量の増加による二酸化炭素排出量の増加が、エネルギー消費原単位、炭素集約度の減少による二酸化炭素排出量の減少を大きく上回っています。

3-3 再生可能エネルギー導入状況

再生可能エネルギーは、太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスといった持続可能な自然由来のエネルギーで温室効果ガスを排出せずに活用できるエネルギーです。2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの主力電源化が進められています。

本市において導入された再生可能エネルギー導入量（FIT 制度による）は増加傾向にあり、2021年度時点では121,749kWとなっています。そのうち、太陽光発電は121,092kWとなっています（図3-5）。

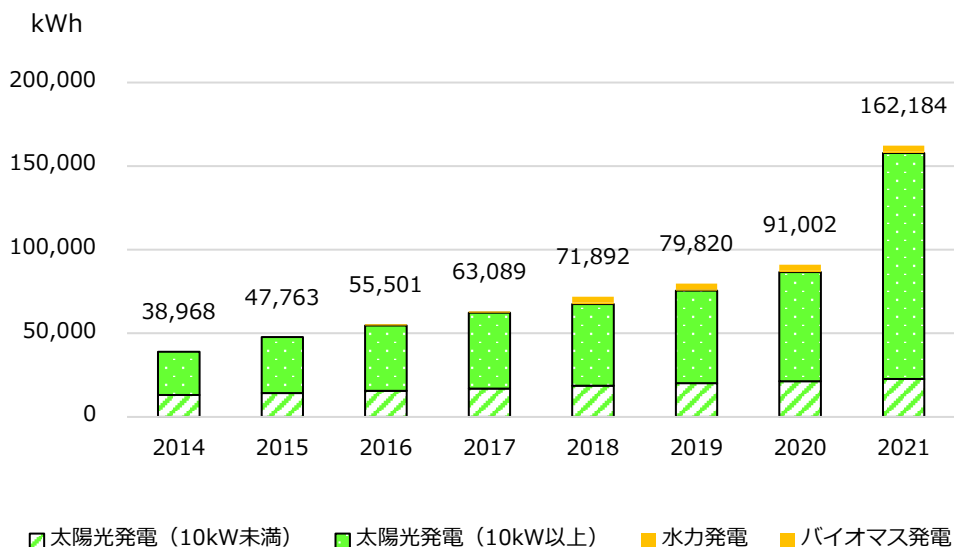
図3-5 再生可能エネルギー導入量



出典：自治体排出量カルテ

本市の再生可能エネルギー発電量（FIT 制度による）は、2021年度時点では162,184kWh/年となっています。そのうち、太陽光発電は157,855kWh/年となっています（図3-6）。

図3-6 再生可能エネルギー発電量



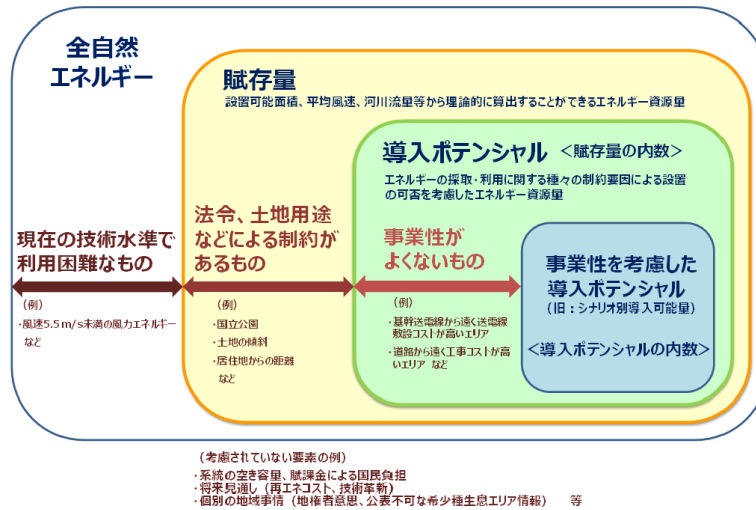
出典：自治体排出量カルテ

3-4 再生可能エネルギー導入ポテンシャル

環境省のウェブサイト「再生可能エネルギー情報提供システム」(REPOS)では、全国・地域別の再エネ導入ポテンシャル情報等を提供しています。

REPOSでは、再エネ導入ポテンシャルとは、「賦存量のうち、エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因(土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等)により利用できないものを除いた推計時点のエネルギーの大きさ(kW)または量(kWh等)」と定義しています(図3-7)。

図3-7 導入ポテンシャルの定義



出典：環境省ウェブサイト「再生可能エネルギー情報提供システム」(REPOS)

本市の再エネポテンシャルは次のとおりです(表3-6)。

本市では、太陽光発電が最もポテンシャルの高い再生可能エネルギーとなっています。

導入済の太陽光発電の導入容量121MWを除外すると、残りのポテンシャルは834MWとなります。

表3-6 本市の再エネポテンシャル

大区分	中区分	導入容量 (MW)	年間発電電力量 (MWh/年)	エネルギー量 (TJ)
太陽光	建物系	564.3	723,648.9	2,605.1
	土地系	390.7	500,251.8	1,800.9
	合計	955.1	1,223,900.8	4,406.0
風力	陸上風力	50.3	109,130.9	392.9
中小水力	河川部	0.9	4,950.7	17.8
地熱	蒸気フラッシュ/バイナリー/低温バイナリー	0	0	0
再生可能エネルギー(電気)合計		1,006.2	1,337,982.3	4,816.7
大区分	中区分	エネルギー量 (TJ)		
太陽熱	太陽熱	1,270.9		
地中熱	地中熱(クローズドループ)	6,180.2		
再生可能エネルギー(熱)合計		7,451.1		

出典：環境省ウェブサイト「再生可能エネルギー情報提供システム」(REPOS)

第4章 温室効果ガス削減目標

4-1 温室効果ガス排出量の将来推計

将来の温室効果ガス排出量の見通しを把握するため、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量である現状趨勢（BAU：Business As Usual）ケースを推計しました。

BAU ケースは、現状年度（2020 年度）の温室効果ガス排出量に対して、活動量（製品出荷額、就業者数、世帯数、自動車保有台数等）（表 4 - 1）のみが変化すると仮定して推計しました（図 4 - 1）。

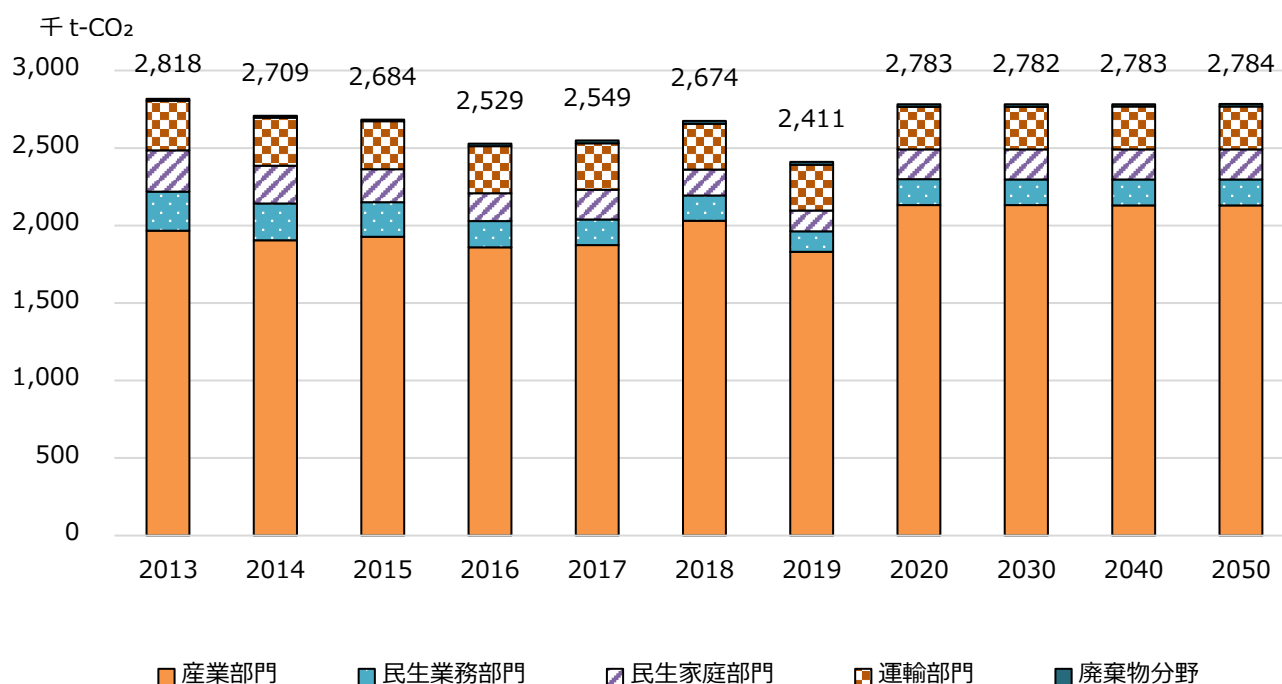
$$\text{BAU 排出量} = \text{現状年度の温室効果ガス排出量} \times \text{活動量変化率}$$

（活動量変化率 = 目標年度想定活動量 / 現状年度活動量）

表 4 - 1 活動量変化率の想定

部門		活動量	傾向	目標年度想定活動量
産業部門	製造業	製品出荷額	不連続に変化	y = 指定年の実績値
	建設業・ 農林水産業	建設・鉱業就業者数 農林水産業就業者数	減少率が徐々に減少 不連続に変化	自然対数式：y = a log X + b y = 指定年の実績値
	業務その他	第 3 次産業従業者数	増減を繰り返すが、長期的には横ばい	y = 平均値
民生部門	家庭	世帯数	増加率が徐々に減少	自然対数式：y = a log X + b
運輸部門	自動車（旅客）	自動車保有台数	増加率が徐々に減少	自然対数式：y = a log X + b
	自動車（貨物）	自動車保有台数	増減を繰り返すが、長期的には横ばい	y = 平均値
	鉄道	人口		第六次長期総合計画の目標値
	船舶	入港船舶総トン数	不連続に変化	y = 指定年の実績値
廃棄物分野	廃プラスチック	リサイクル率	増減を繰り返すが、長期的には横ばい	y = 平均値

図 4 - 1 温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢）

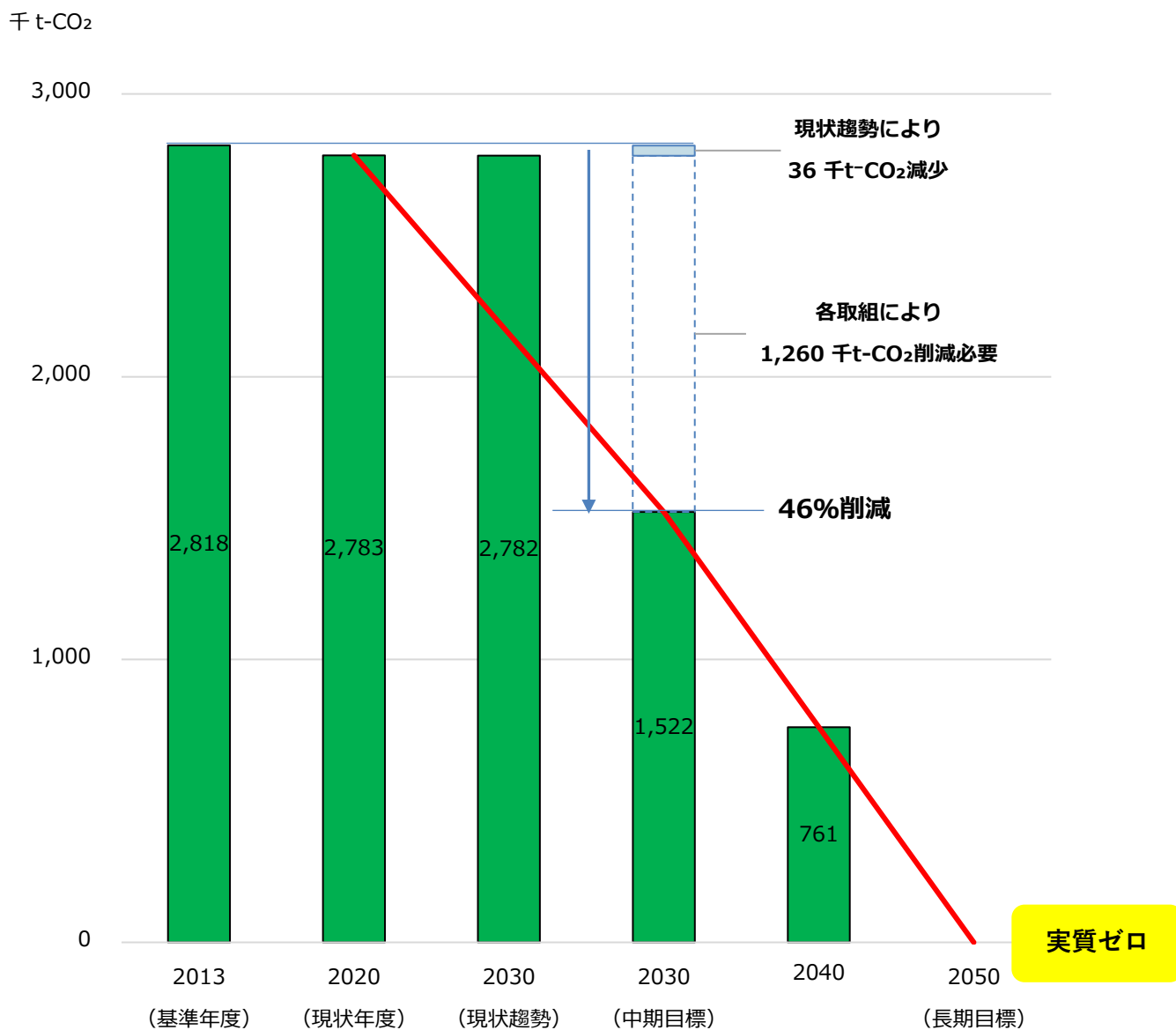


4-2 削減目標

本計画では、国の地球温暖化対策計画との整合を図り、市内全域から排出される温室効果ガスを2030年度までに2013年度比で46%削減することを目指します。また、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指して取り組んでいくこととします（図4-2）。

2030年度までに2013年度比で温室効果ガス総排出量を**46%**削減、
2050年度までに**排出量実質ゼロ**を目指します。

図4-2 温室効果ガス排出量削減目標



4-3 削減見込量

国や事業者、市民など、各主体等の取り組みにより、温室効果ガス排出量を削減する必要があります。各取組の実施による2030年度の削減見込量を示します。

(1) 産業部門の取組

本市の温室効果ガス排出量の約70%が産業部門からの排出であり、そのほとんどが製造業からの排出です。特に化学工業、非金属製造業の排出量は、事業活動におけるエネルギー消費量が大きく、製造業の排出量の多くを占めています。

本市では、化学工業、非金属製造業が立地する新居浜港等の港湾地域全体を対象とした脱炭素化を推進するため、カーボンニュートラルポート（CNP）形成に向けた取組を推進しています。

カーボンニュートラルポート（CNP）とは、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図り（図4-3）、カーボンニュートラルポートの形成を通じて、荷主や船社から選ばれ、ESG資金を呼び込む、競争力のある港湾を目指すとともに、臨海部産業の競争力強化や脱炭素社会の実現に貢献することを目指すものです。

令和5年9月に策定した「新居浜港・東予港（東港地区）港湾脱炭素化推進計画」に基づき、今後、産官学との連携を通じて、2050年の目標達成に向け脱炭素化の取り組みを進めていくこととしています。

図4-3 新居浜港等におけるCNP形成イメージ図



※ 新居浜港等におけるCNP形成のイメージ図は、将来需要や今後の事業性検討等の実施状況を踏まえ、適宜見直しを図るものとする

出典：新居浜港・東予港（東港地区）港湾脱炭素化推進計画

新居浜港・東予港（東港地区）港湾脱炭素化推進計画では、新居浜港及び隣接する東予港東港地区を利用する荷主企業や港湾運送事業者、船社、物流事業者等、民間企業を含む港湾地域全体を対象とし、2030年度の港湾地域全体の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目標としています。

新居浜港・東予港（東港地区）港湾脱炭素化推進計画に基づく各種対策等による産業部門（製造業）の温室効果ガス排出量の削減見込量を推計しました（表4-2）。

表4-2 「新居浜港・東予港（東港地区）港湾脱炭素化推進計画」に基づく産業部門（製造業）の温室効果ガス排出量削減見込量（千 t-CO₂）

部門		内容	2030年度 削減見込量
産業部門	製造業	新居浜港・東予港（東港地区）港湾脱炭素化推進計画に基づく取組	897

（2）国の「地球温暖化対策計画」に基づく省エネの取組

国の「地球温暖化対策計画」に基づき、各主体が国等と連携して進める各種省エネルギー対策等による温室効果ガスの削減効果について、本市の活動量に基づき、2030年度の温室効果ガス排出量の削減見込量を推計しました（表4-3）。

※産業部門（製造業）については、新居浜港・東予港（東港地区）港湾脱炭素化推進計画の削減見込量と重複するため、本項目では計上しません。

表4-3 国の「地球温暖化対策計画」に基づく温室効果ガス排出量削減見込量（千 t-CO₂）

部門		対策	2030年度 削減見込量
産業部門	建設業・鉱業	ハイブリッド建機等の導入	0.54
	農林水産業	省エネルギー設備の導入等	0.32
業務その他部門		建築物の省エネルギー化（新築・改修） 高効率照明の導入 トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上 等	33.39
家庭部門		住宅の省エネルギー化（新築・改修） 高効率給湯器、高効率照明の導入 等	33.35
運輸部門	自動車（旅客）	次世代自動車の普及、燃費改善等 等	34.94
	自動車（貨物）	トラック輸送の効率化 等	14.57
	鉄道	鉄道分野の脱炭素化の促進 等	3.78
	船舶	省エネルギー・省CO ₂ に資する船舶の普及促進、海上輸送へのモーダルシフトの推進 等	39.29
計			160

(3) 電力排出係数の低減

電力事業者における取組により、国の「地球温暖化対策計画」の2030年度の全電源平均の電力排出係数(0.25kg-CO₂/kWh)を達成した場合の温室効果ガス排出量を推計しました(表4-4)。

※産業部門(製造業)については、新居浜港・東予港(東港地区)港湾脱炭素化推進計画の削減見込量と重複するため、本項目では計上しません。

表4-4 電力排出係数の低減による温室効果ガス排出量削減見込量(千t-CO₂)

部門	2030年度 現状趨勢	電力比率	2030年度		削減見込	
			現状趨勢	低減後		
			排出係数 0.55	排出係数 0.25		
産業部門	建設業・鉱業	9	0.38	3	2	2
	農林水産業	4	0.16	1	0	0
業務部門		167	0.76	127	58	69
家庭部門		192	0.83	159	72	87
運輸部門	鉄道	7	1.00	7	3	4
計		379		297	135	162

(4) 森林吸収

適切な森林管理等により、森林吸収量を現状維持した場合の森林吸収量を推計しました(表4-5)。

表4-5 森林吸収による温室効果ガス排出量削減見込量(千t-CO₂)

部門	内容	2030年度 削減見込量
森林吸収量	適切な森林管理等	11

(5) まとめ

表4-6 各部門の温室効果ガス排出量見込量と削減率(千t-CO₂)

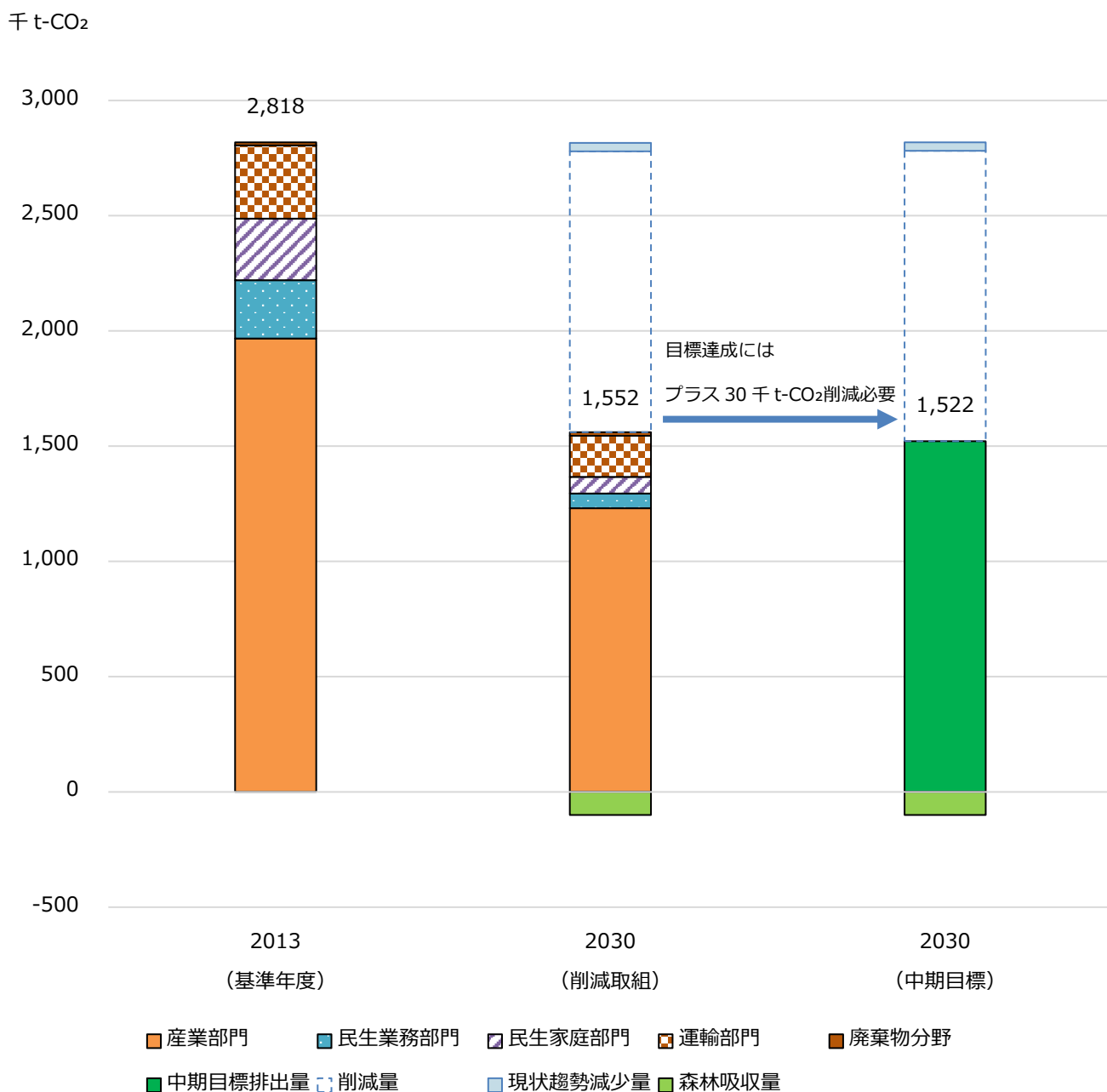
部門	2013年度	2030年度見込量				
		現状趨勢		削減取組	排出量	削減率
			増減分			
産業部門	1,968	2,131	164	▲900	1,231	▲37.4%
民生業務部門	252	167	▲85	▲102	64	▲74.4%
民生家庭部門	267	192	▲74	▲120	72	▲72.9%
運輸部門	319	276	▲43	▲97	179	▲43.7%
廃棄物分野	13	15	2	0	15	17.2%
森林吸収量				▲11	▲11	
計	2,818	2,782	▲36	▲1,230	1,552	▲45.1%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

(1) から (4) の取組等により、1,230 千 t-CO₂の削減が見込まれ、2030 年度の排出量は 1,552 千 t-CO₂となりますが、2030 年度の目標排出量 1,522 千 t-CO₂には、あと 30 千 t-CO₂の削減が必要です。

各主体において、さらなる省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入、吸収量対策などに取り組む必要があります。

図 4 - 4 温室効果ガス排出量見込量



4-5 今後の方向性

削減目標達成に向けた、今後の方向性を示します（表4-7）。

表4-7 今後の方向性

排出部門	現況	今後の方向性
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業の排出量割合が最も多い ・ 活動量（製品出荷額）が増加傾向にあり、排出量が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業の脱炭素化促進 ・ カーボンニュートラルポート形成に向けた取組の推進 ・ 省エネ設備導入、再エネ利用を促進
業務その他部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動量（従業者数）は減少 ・ 省エネルギーの推進、エネルギーの脱炭素化・利用エネルギーの転換により、排出量が減少している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱炭素ビジネススタイルへの転換促進 ・ 事業所や公共施設の省エネ設備導入、再エネ利用を促進
家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動量（世帯数）は微増 ・ 省エネルギーの推進、エネルギーの脱炭素化・利用エネルギーの転換により、排出量が減少している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱炭素ライフスタイルへの転換促進 ・ 住宅の省エネ設備導入、再エネ利用を促進
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の排出量割合が多い ・ 自動車の保有台数が増加傾向にあり、削減が進んでいない。 ・ 低燃費車や次世代自動車の普及により、排出量が減少している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通の利用促進 ・ 自転車の利用促進 ・ カーシェアリング等の普及による自動車保有台数削減 ・ 低燃費車や次世代自動車の普及
廃棄物分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物焼却量におけるプラスチックごみの含有率が増加傾向であり、排出量が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチックごみの排出抑制 ・ リサイクル率の向上
吸収量	－	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備を推進 ・ 二酸化炭素を回収、貯留、利用する技術の調査・研究
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電のポテンシャルが高い ・ FIT（固定価格買取制度）による売電が主流 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅・建築物への自家消費型太陽光発電の導入促進 ・ エネルギーの地産地消の推進

第5章 目標の達成に向けた取組

5-1 将来ビジョン

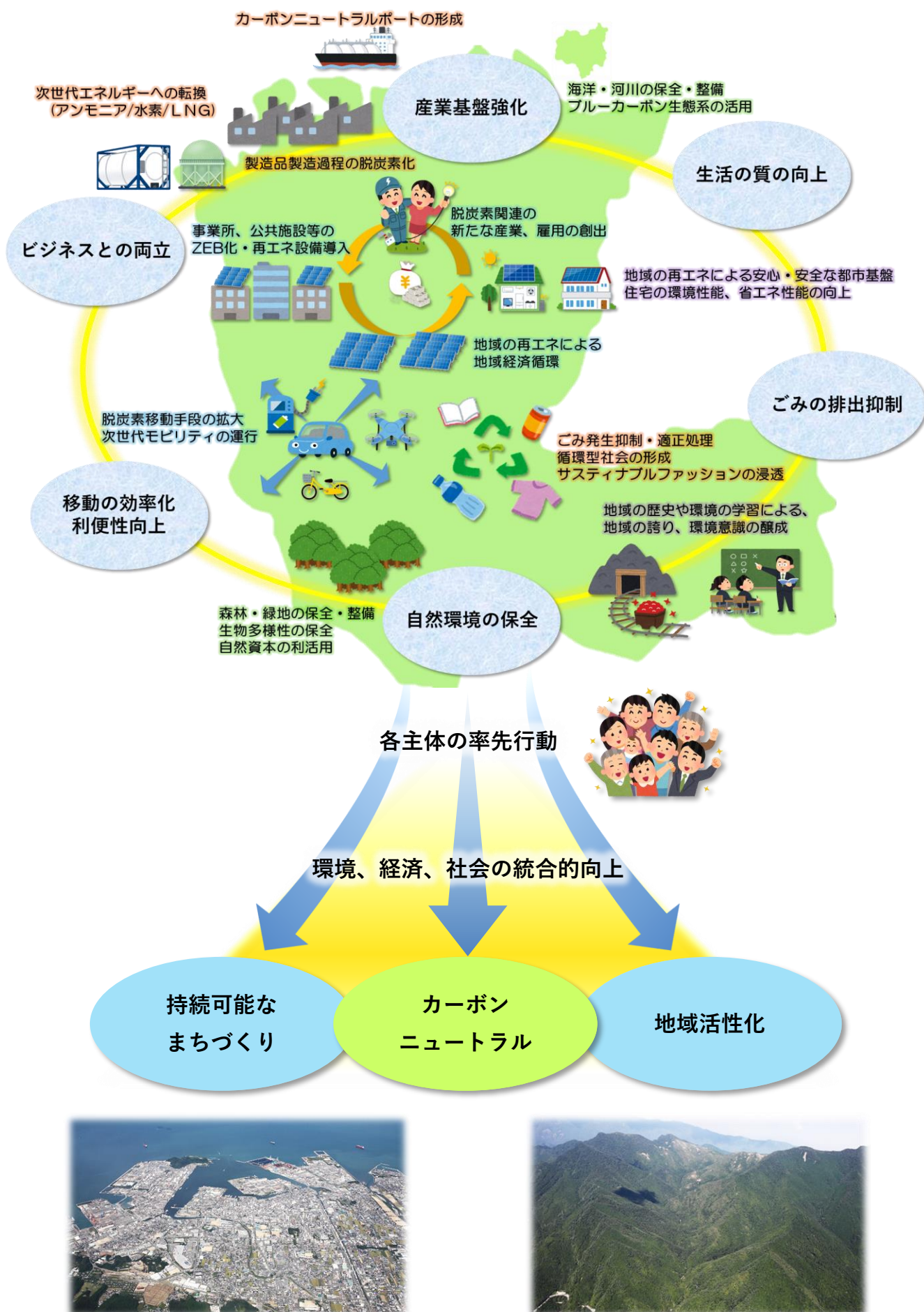
2050年カーボンニュートラルは、市民、事業者、行政の各主体がその責任と役割を自覚し、自ら率先して行動を起こすとともに、環境、経済、社会の統合的向上を図りながら相互に連携・協力し取り組むことで実現し、その取組は、持続可能なまちづくり、地域活性化にも繋がります。

市民、事業者、行政の各主体が共有すべき指針として、本市が2050年までに実現すべき姿（将来ビジョン）を示します（表5-1、図5-1）。

表5-1 2050年までに実現すべき姿（将来ビジョン）

脱炭素の取組により強い競争力を持った産業基盤が形成されている。
<ul style="list-style-type: none">・製品製造過程における脱炭素化が実現している。・港湾地域において、水素・アンモニア等の受入環境整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、臨海部産業との連携等がされており、カーボンニュートラルポート（CNP）が形成されている。・再生可能エネルギーの創出や二酸化炭素回収事業等により、新たな産業・雇用が創出されている。・工場等の省エネ化・再生可能エネルギー導入が標準化している。・脱炭素の追求により、地場産業のブランド化に成功している。
脱炭素の取組とビジネスが両立している。
<ul style="list-style-type: none">・事業所や公共施設等に省エネ設備や再エネ設備が導入され、再生可能エネルギー由来の電気や熱により維持管理できている。・地域の再生可能エネルギー利用により、地域経済が循環している。・脱炭素に関連する新たな産業・雇用が創出されている。・市域全体でエネルギーの面的利用、最適利用が図られている。
脱炭素の取組が、生活の質の向上、地域への誇りの醸成、環境配慮意識・行動の定着に繋がっている。
<ul style="list-style-type: none">・住宅に省エネ設備や再エネ設備が導入され、環境性能や省エネ性能が向上し、健康・快適性が向上するとともに、コストパフォーマンスが高い生活ができている。・太陽光発電や蓄電池の導入により大規模災害等による停電時にも、電気を使用できる安心安全な都市基盤が形成されている。・新居浜市に関わる全ての人が、地域の歴史や地域の環境を知り・学び、それらが地域への誇りの醸成、環境配慮意識・行動の定着へと繋がっている。
脱炭素の取組が地域内の移動の効率化、利便性向上に貢献している。
<ul style="list-style-type: none">・EV、カーシェアリング、次世代モビリティ等の普及により、移動の脱炭素化と効率化が成立している。
ごみの排出が抑制され、廃棄物処理のコストが低減されている。
<ul style="list-style-type: none">・使い捨てプラスチックの利用がなくなっている。・3Rの推進により、循環型社会が成立している。・ごみの排出量が減少し、処理コストが減少している。
自然環境を大切にしている。
<ul style="list-style-type: none">・森林や緑地が保全・整備されている。・自然資本を利活用している。

図5-1 2050年までに実現すべき姿（将来ビジョン）のイメージ



5-2 取組の基本方針及び取組内容

将来ビジョンを実現するための基本方針、市民、事業者、行政の各主体が取り組むべき取組内容を示します（表5-2）。

表5-2 取組の基本方針及び取組内容

基本方針	取組内容
1 環境と事業の両立	1 環境に配慮した事業活動の促進
	2 環境と調和した産業の創出・育成
	3 市役所の率先行動
2 環境負荷の少ないライフスタイルへの転換	1 市民の省エネルギー行動の推進
	2 二酸化炭素（CO ₂ ）の見える化の推進
	3 地産地消、旬産旬消の推進
3 効率的なエネルギー利用の促進	1 省エネルギー・高効率設備等の普及促進
	2 住宅・建築物の省エネルギー化の促進
	3 新たなエネルギーの利活用に向けた検討
4 再生可能エネルギーの利活用促進	1 再生可能エネルギーの普及促進
	2 太陽エネルギーの利用拡大
	3 バイオマスエネルギーの利用拡大
	4 エネルギーの地産地消
5 人や環境に優しい交通の実現	1 公共交通の利用促進
	2 自転車の利用促進
	3 次世代自動車の普及促進
	4 エコドライブ実践の普及促進
6 循環型社会の構築	1 ごみの発生抑制・排出抑制の推進
	2 ごみの再資源化・再利用の推進
	3 適正な廃棄物処理の推進
7 みどり豊かな環境の整備	1 緑化の推進
	2 森林・農地の保全
	3 森林資源の利活用促進
8 自分で考え行動できる人の育成	1 環境教育・環境学習の推進
	2 環境配慮行動の支援
	3 環境教育・環境学習を支える人材の育成
	4 連携・協働の仕組みづくり
9 気候変動への適応策	1 家庭でできる適応策
	2 適応策に関する行政の取組

持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

2015年9月の国連サミットにおいて、国際社会が2030年に向けて、持続可能な社会の実現のために取り組むべき課題を集大成した新たな国際的な枠組みとして、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この中では、持続可能な開発目標「SDGs」(Sustainable Development Goals)として、17のゴールとゴールごとに設定された合計169のターゲットが盛り込まれています(図5-2)。

新居浜市では、持続可能なまちづくりに向けて、17のゴールに関連付けた「経済」「社会」「環境」の三側面の取組を推進しています。本計画では、特に関連の深いゴールについて、取組内容との関連性を示します。

図5-2 SDGs 17のゴール



出典：国際連合広報センター

基本方針1 環境と事業の両立

事業活動におけるCO₂削減に向けた取組を推進します。



行政の取組

1.1 環境に配慮した事業活動の促進

- 気候変動による経営リスクや脱炭素経営に取り組む意義や手法等について、情報提供を行います。
- 事業者に対し、環境配慮の取組を効果的、効率的に行う ISO14001 やエコアクション 21 等の EMS（環境マネジメントシステム）を普及啓発します。
- 事業による排出量の可視化を行うためのツールの導入について、普及啓発します。
- 省エネ診断、BEMS（ビルエネルギー管理システム）の設置などによるエネルギー消費の「見える化」やエネルギー管理の実施等に関する情報提供を行います。
- 事業所における脱炭素に向けた設備投資等の取組を支援します。
- 新居浜港・東予港（東港地区）において、国、県、事業者等と連携しながらカーボンニュートラルポート形成を目指します。

1.2 環境と調和した産業の創出・育成

- 環境に配慮した活動を積極的に行う事業者を市が認定する「にいほまグリーンショップ・オフィス」の参加を募るとともに、消費者に対して認定事業者の PR を行います。
- 「新居浜市 SDGs 推進企業」の取り組みを PR することで、持続可能な脱炭素ビジネススタイルの普及啓発に努めます。

1.3 市役所の率先行動

- 新居浜市グリーン購入ガイドラインに基づき、市役所は物品等の調達等にあたり、率先して環境に配慮した製品やサービス等の選択に努めます。
- エコアクションプランにいほま（新居浜市地球温暖化対策率先行動計画）に基づき、市役所の事務事業活動において、温室効果ガスの排出抑制に率先して取り組みます。
- 新居浜市環境マネジメントシステム Ni-EMS（ニームス）に基づき、環境に配慮した事務事業活動の実践に努めます。
- リモートワークを推進し、事業活動や通勤による環境負荷を軽減します。

市民の取組

- 製品やサービスを購入する際には、積極的に環境配慮を実践している事業者を選択します。
- 新居浜港・東予港（東港地区）における、カーボンニュートラルポート形成について理解を深めます。

事業者の取組

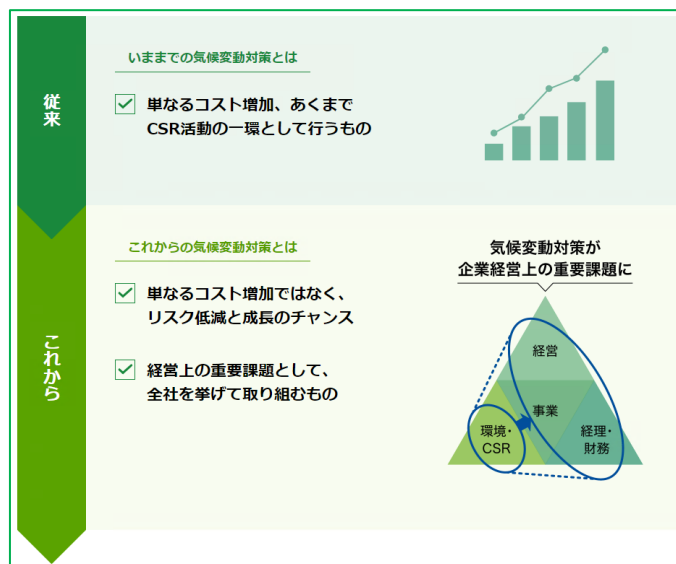
- 気候変動による経営リスクや脱炭素経営に取り組む意義・手法等の情報収集に努め、脱炭素型のビジネススタイルへの転換に努めます。
- ISO14001 やエコアクション 21 等の EMS（環境マネジメントシステム）の導入等を通じ、事業活動におけるさらなる環境配慮に向けた取組を進めます。
- 事業による排出量の可視化を行うためのツールの導入について検討します。
- 省エネ診断、BEMS（ビルエネルギー管理システム）の設置などによるエネルギー消費の「見える化」やエネルギー管理の実施等に取り組めます。
- 事業所における脱炭素に向けた設備投資等の取組を進めます。
- 新居浜港・東予港（東港地区）において、カーボンニュートラルレポート形成を目指します。
- トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換するモーダルシフトの推進に努めます。
- 地球温暖化の緩和や適応に資する製品やサービスの開発を行います。
- 「にいはまグリーンショップ・オフィス認定制度」や「新居浜市 SDG s 推進企業登録制度」に参加し、環境に配慮した事業活動に取り組めます。
- リモートワークを推進し、事業活動や通勤による環境負荷を軽減します。



脱炭素経営

脱炭素経営とは、気候変動対策（≒脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営のことで、これまでの社会的責任（CSR）活動の一環として行うものではなく、経営リスク低減や成長のチャンス、経営上の重要課題として全社を挙げて取り組むものです。

図 5 - 3 脱炭素経営



出典：環境省ホームページ「脱炭素経営とは何か？」

カーボンニュートラルに向けた取組は、多くの投資が必要であり、資金が必要と思われがちですが、先行して脱炭素経営に取り組む中小規模事業者では、優位性の構築、光熱費・燃料費の低減、知名度・認知度向上、社員のモチベーション・人材獲得力向上、好条件での資金調達といったメリットを獲得しています。

(参考：中小規模事業者向けの脱炭素経営導入ハンドブック)

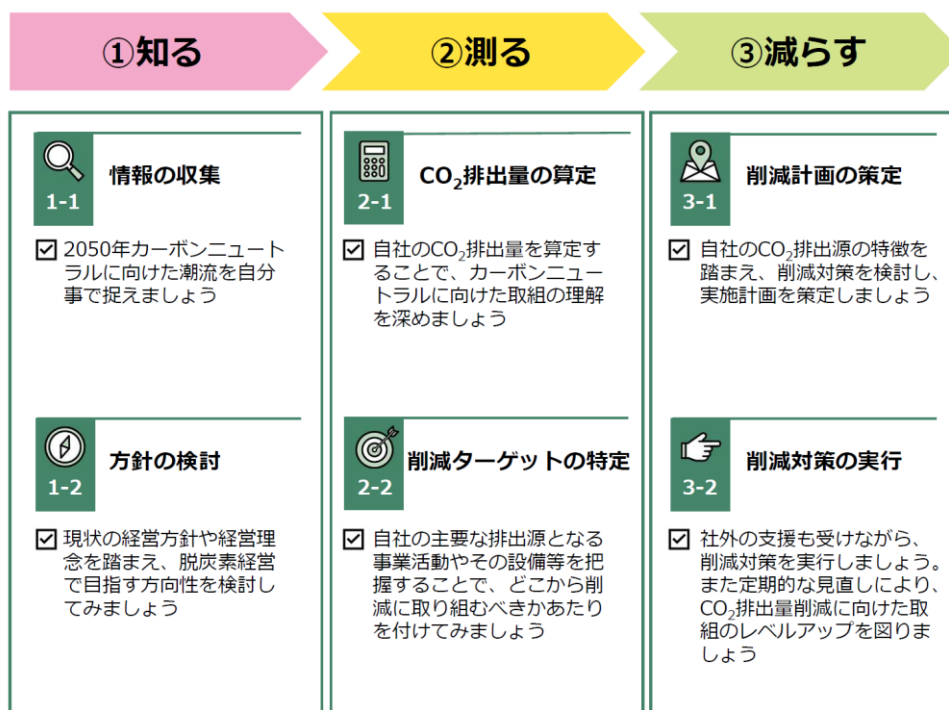
図5-4 脱炭素経営への取り組みのメリット

1	優位性の構築	他社より早く取り組むことで「脱炭素経営が進んでいる企業」や「先進的な企業」という良いイメージを獲得できます。
2	光熱費・燃料費の低減	年々高騰する原料費の対策にも、企業の業種によっては光熱費が半分近く削減できることもあります。
3	知名度・認知度向上	環境に対する先進的な取組がメディアに取り上げられることも、お問い合わせが増えることで売上の増加も見込めます。
4	社員のモチベーション・人材獲得力向上	自社の社会貢献は社員のモチベーションにつながります。また、サステナブルな企業へ従事したい社員数は年々増加しています。
5	好条件での資金調達	企業の長期的な期待値を測る指標として、脱炭素への取組が重要指標化しています。

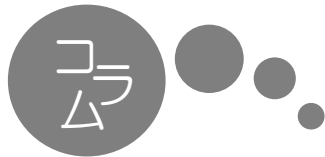
出典：環境省ホームページ「脱炭素経営とは何か？」

脱炭素経営は、2050年カーボンニュートラルを見据えた自社の目指す姿を定めた上で、CO₂排出量の削減に向けた有効な対策を実行していきます。

図5-5 脱炭素経営に向けた3つのステップ



出典：環境省ホームページ「脱炭素経営とは何か？」



カーボンニュートラルポート

カーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進する新居浜港及び東予港東港地区では、立地企業との連携により、8つの取組を推進することとしています。

図5-6 新居浜港等におけるCNP形成に向けた8つの取組イメージ



出典：新居浜港・東予港（東港地区）港湾脱炭素化推進計画



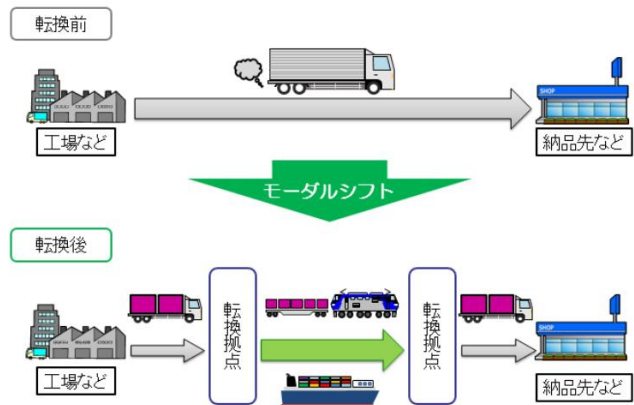
モーダルシフト

モーダルシフトとは、トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換することをいいます。

1 トンの貨物を 1km 運ぶときに排出されるCO₂の量をみると、トラック（営業用貨物車）が 216g であるのに対し、鉄道は 20g（約 1/11）、船舶は 43g（約 1/5）しかありません（2021 年度試算。）。つまり、貨物輸送の方法を転換することで、鉄道利用では 91%、船舶利用なら 80% も CO₂排出量を削減することができます。

（参考：国土交通省ホームページ）

図5-7 モーダルシフトのイメージ



出典：国土交通省ホームページ

基本方針2 環境負荷の少ないライフスタイルへの転換

日常生活におけるCO₂削減に向けた取組を推進します。



行政の取組

1.1 市民の省エネルギー行動の推進

- 国民運動「COOL COICE（賢い選択）」やデコ活「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の普及啓発により、脱炭素型のライフスタイルへの転換を図ります。
- クール&ウォームシェアスポットの創出と、普及啓発に取り組みます。
- 市民や事業者が、低炭素な製品やサービスを選択できるよう、必要な情報提供を行います。

1.2 二酸化炭素（CO₂）の見える化の推進

- 家庭におけるエネルギー消費や環境負荷を定量的に把握、分析する手段として、環境家計簿の普及に努めます。
- うちエコ診断の利用、HEMS（家庭用エネルギー管理システム）やスマートメーターの設置によるエネルギー消費の「見える化」等に関する情報提供を行います。

1.3 地産地消、旬産旬消の推進

- 輸送に関わるエネルギー消費量を少なくするため、地元で生産された旬の食材の利用促進を図り、地産地消、旬産旬消の取組を推進します。
- 地場産品の地産地消に貢献する「新居浜市地産地消協力店」の認定拡大及び市産品の流通促進を図ります。

市民の取組

- 国民運動「COOL CHOICE」やデコ活「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」を実践し、脱炭素型のライフスタイルへの転換に努めます。
- 家族や友人同士が一つの部屋に集まって過ごしたり、まちなかのシェアスポットに出かけたりするなど、冷暖房をシェアし、上手に節電するなどクール&ウォームシェアを実践します。
- 商品を購入する際やサービスを受ける際に、まずその必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ小さい商品を選択します。
- 家電の使用において節電に努めるとともに、環境家計簿やうちエコ診断、HEMSの導入によるエネルギーの使用状況や二酸化炭素排出状況の「見える化」を通じて、家庭での省エネ行動に努めます。
- 地元で生産された製品や旬の食材を選ぶなど、地産地消、旬産旬消を心がけます。

事業者の取組

- 国民運動「COOL COICE（賢い選択）」やデコ活「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の情報発信に努めます。
- クール&ウォームシェアスポットの創出と市民への情報発信に努めます。
- 環境への負荷ができるだけ小さい商品やサービスを提供します。
- 地元で生産された製品や旬の食材を積極的に活用するとともに、市民への情報発信に努めます。



デコ活

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」

脱炭素の実現に向けては、暮らし、ライフスタイルの分野でも大幅な削減が求められます。しかし、多くの方が脱炭素という用語を認知している一方、そのために何をしたらよいか分からないなど、具体的な行動に結びついていない状況です。そのため、国は、今から約10年後、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、そして2030年温室効果ガス削減目標も同時に達成する、新しい暮らしを提案し、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動「デコ活」を展開しています。

「デコ活」とは、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

図5-8 デコ活「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」イメージ



出典：環境省ホームページ

デコ活では、企業・自治体・団体等と協力し、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を後押しし、脱炭素製品・サービス等の需要を強かに創出します。

図5-9 デコ活の分類とアクション

デコ活アクション

＼まずはここから／

デ

**電気も省エネ
断熱住宅**

コ

**こだわる楽しさ
エコグッズ**

カ

**感謝の心
食べ残しゼロ**

ツ

**つながるオフィス
テレワーク**

ひとりでにCO₂が下がる

住 節水できる機器、
高効率の給湯器を選ぶ

移 環境にやさしい
次世代自動車を選ぶ

住 太陽光発電など、再生可能
エネルギーを取り入れる

みんなで実践

衣 クールビズ・ウォームビズ、
サステナブルファッションに
取り組む

住 ごみはできるだけ減らし、
資源としてきちんと
分別・再利用する

食 地元産の旬の食材を
積極的に選ぶ

移 できるだけ公共交通・
自転車・徒歩で移動する

買 はかり売りを利用する
など、好きなものを必要
な分だけ買う

住 宅配便は一度で受け取る

以上に限るものではなく、暮らしが豊かになり、
脱炭素などに貢献していくものは、**すべてデコ活アクション**です。

出典：環境省ホームページ

サステナブルファッション：衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取り組みのこと。

基本方針3 効率的なエネルギー利用の促進

徹底的な省エネルギー化、新たなエネルギーの利活用を推進します。



行政の取組

3.1 省エネルギー・高効率設備等の普及促進

- 家庭や事業所における高効率空調機器、高効率給湯器、高効率照明等の省エネルギー型施設・設備の導入の意義やメリットについて情報発信を行います。

3.2 住宅・建築物の省エネルギー化の促進

- ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、LCCM（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）住宅、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等の省エネルギー性能に優れた住宅や建物や断熱リフォームの情報発信に努めます。
- 公共施設の新設・改修、設備更新・機器更新の際、省エネ化に努めます。
- エネルギーを使用する機器・設備を適切に点検整備し、エネルギー効率の向上、エネルギー損失の防止・改善に努めます。

3.3 新たなエネルギーの利活用に向けた検討

- アンモニアや水素等の温室効果ガスの排出が少ない新たなエネルギー源の利活用に向けた取組を検討します。

市民の取組

- 高効率空調機器、高効率給湯器、高効率照明等の省エネルギー設備の導入に努めます。
- 住宅の改修の際には、省エネ、省CO₂に貢献する改修に努めます。
- 住宅の建築の際には、エネルギー消費が実質ゼロになる ZEH や建設から廃棄までのライフサイクルを通じてのCO₂の収支をマイナスにする LCCM 住宅の建築に努めます。
- エネルギーを使用する機器・設備を適切に点検整備します。
- アンモニア等の低炭素エネルギー源について理解を深めます。

事業者の取組

- 高効率設備（空調、ボイラー、照明、コージェネレーションシステム等）の導入に努めます。
- オフィスビル等の改修の際には、断熱性能の向上等の省エネ、省CO₂に努めます。
- オフィスビルの等の建築の際には、エネルギー消費が実質ゼロになる ZEB の建築に努めます。
- ZEH や LCCM 住宅、ZEB について、市民への情報発信に努めます。
- エネルギーを使用する機器・設備を適切に点検整備します。
- アンモニア等の低炭素エネルギー源の利活用を検討します。



省エネ家電・省エネ住宅

省エネ家電とはエネルギー効率の高い家電のことです。最新家電の省エネ性能は10年前の家電と比較して大幅に向上しています。家電製品を買換えることで、電気代を抑えることができます。

エアコン

選び方のポイント

- ・部屋の広さや建物の環境（マンションの最上階や大きな窓のある家など）に見合った空調能力の製品を選ぶ。
- ・室内の空気環境（換気や清浄）に配慮した機能のある機種や、外出先からスマホで電源をON・OFFすることで効率よく使用したり、天気予報と連動して室温を調整したりする機種もあります。



もっと「お得」に・「快適」に

- ・サーキュレーター(または扇風機)を合わせて使うと冷暖房がより効率化できます。
- ・エアコンの消費電力量は、暖房時は深夜、冷房時は日中が特に多い傾向にあります。タイマー機能を使って必要な時間だけ運転することで省エネになります。
- ・フィルターの目詰まりは、冷暖房効果を弱めます。2週間に1回は掃除をしましょう。冷房(暖房)のシーズンを通してフィルター掃除をせずにホコリなどがつまると、約5~10%の電気のムダ使いになってしまうこともあります。

冷蔵庫

選び方のポイント

- ・世帯人数や買い置き量の量を考慮し容量を決めましょう。例えば3人なら430L~480L、4人なら500L~550Lが最適と言われています。
- ・最新の冷蔵庫には、食品の鮮度が長持ちし、食材の無駄を減らす機能や、野菜の栄養素がアップする機能などを搭載する機種もあります。



もっと「お得」に・「快適」に

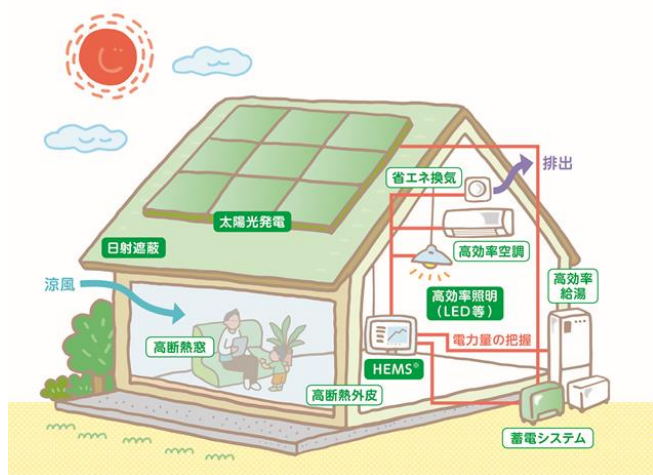
外出先から庫内の食材をカメラでチェックできる機種では、余分な買い物による食品の廃棄やムダを減らすことができます。

出典：環境省ホームページ「省エネ家電ガイドブック」

省エネ住宅とは、エネルギー消費を抑えるための設備や建築資材を導入した住宅のことです。省エネ設備や太陽光発電により光熱費を抑えることができるほか、高い断熱性能により、快適に過ごすことができます。

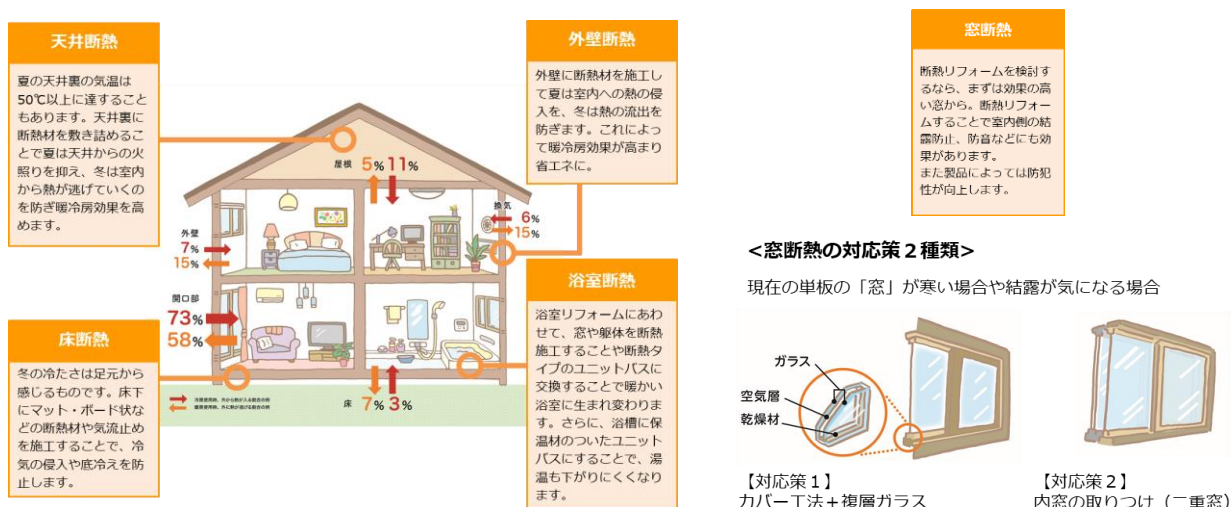
ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）は、高い断熱性能をベースに太陽光発電などの設備でエネルギーを創出し、省エネ設備などでエネルギーを効率的に使うことで、年間一次消費エネルギーの収支ゼロを目指す住まいです。高断熱、高性能な省エネ機器、創エネにより、月々の光熱費を安くおさえることが可能です。また、地震などの災害の時でも、太陽光発電などにより、電気を使用することができます。なお、ZEBは「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」の略称でビル等の規模の大きな建築物を指します。



断熱リフォーム

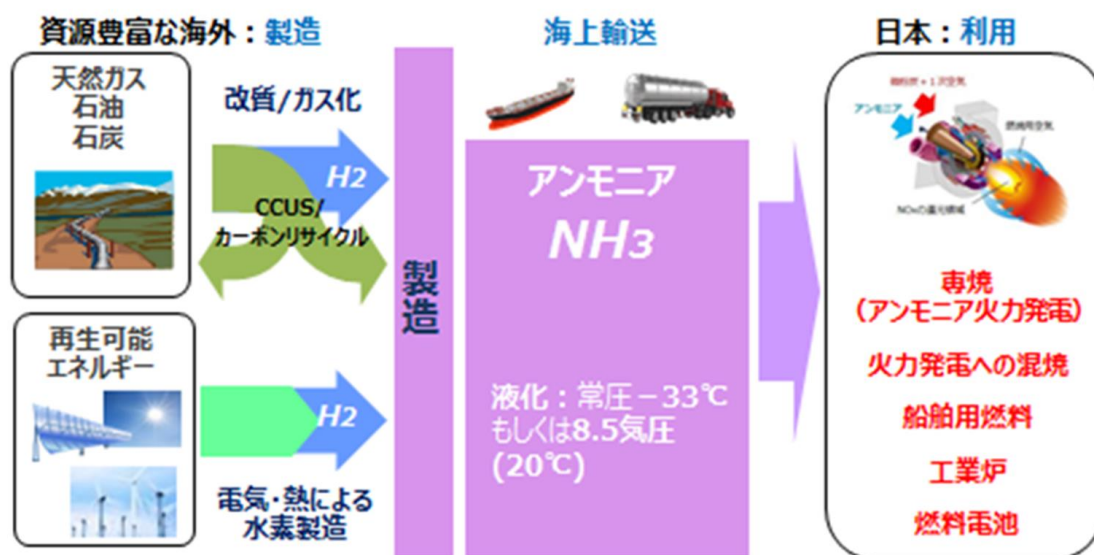
断熱リフォームは、天井・壁・床・浴室の断熱や窓などの開口部の断熱をすることで、外気の温度や熱を室内に伝えにくくするものです。住宅の断熱性が高まることで、冷暖房のエネルギー消費量を減らすほか、寒暖差によるヒートショックなどの防止にもつながります。





アンモニア (NH₃)

図5-10 アンモニア



出典:資源エネルギー庁ホームページ

「アンモニア (NH₃)」といえば、思い浮かぶのは「刺激臭のある有毒物質」というイメージでしょうか。または、昔から畑の肥料として利用されてきたことを思い浮かべる人も多いかもしれません。しかし、実はアンモニアには、肥料にとどまらない、新しい用途として、エネルギー分野での活用が注目されています。

理由のひとつは、次世代エネルギーである水素の輸送媒体として役立つ可能性があるためです。アンモニアは水素分子を含む物質です。そこで、大量輸送が難しい水素を、輸送技術の確立しているアンモニアのかたちに変換して輸送し、利用する場所で水素に戻すという手法が研究されています。

加えて、近年では、燃料としての利用も研究されはじめました。アンモニアは燃焼しても二酸化炭素を排出しない「カーボンフリー」の物質です。将来的には、アンモニアだけをエネルギー源とした発電を視野に入れた技術開発が進められていますが、石炭火力発電に混ぜて燃やすこと（混焼）でも、二酸化炭素の排出量を抑えることが可能です。

アンモニアはすでに生産・運搬・貯蔵などの技術が確立しており、安全性への対策やガイドラインが整備されています。さらに、サプライチェーンが確立されていることから、初期投資をあまりかけずにエネルギーに転用することができるとも考えられています。

(参考: 資源エネルギー庁ホームページ)

新居浜港・東予港（東港地区）港湾脱炭素化推進計画では、港湾地域の脱炭素化、アンモニアの受入・供給、火力発電所におけるアンモニアの混焼等について検討することとしています。

基本方針4 再生可能エネルギーの利活用促進

地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入を積極的に進めていきます。



行政の取組

4.1 再生可能エネルギーの普及促進

- 家庭や事業所における再生可能エネルギーの導入の意義やメリットについて、情報発信を行います。
- 補助制度により、住宅や事業所への再生可能エネルギーの導入促進を図ります。
- 公共施設の新設・改修時期等に合わせて、再生可能エネルギー設備の優先的な導入を検討します。
- 再生可能エネルギーの利活用による地域課題の同時解決や災害に強い自立・分散型のエネルギー供給システムの構築を検討します。
- 地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定及び事業の促進について検討します。

4.2 太陽エネルギーの利用拡大

- 太陽光発電や太陽熱利用に関する導入効果等の情報発信を通じて、住宅や建築物、未利用地等への太陽光発電システム、太陽熱利用システムの導入を促進します。
- 公共施設の新築または改築を行う際には、太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入を検討します。
- 初期費用のかからないPPA、リース等の導入手法について情報発信を行います。
- 将来、大量発生が見込まれる使用済太陽光発電設備について、適正処理の推進に努めます。

4.3 バイオマスエネルギーの利用拡大

- バイオマス資源の利活用を実効的に促進するため、廃棄物系をはじめとしたバイオマス利活用を検討します。
- BDF（バイオディーゼル燃料）の原料となる使用済み天ぷら油などの廃食油の回収への協力を市民に要請します。また、精製したBDFの公用車への利用拡大を検討します。
- 下水処理場の処理過程において発生する消化ガスを有効活用します。また、下水汚泥の有効活用を検討します。
- 清掃センターにおいて廃棄物をエネルギー源としたバイオマス発電や、焼却により発生する熱を高効率に回収し、地域に供給していくなど余剰エネルギーの有効活用を図ります。

4.4 エネルギーの地産地消

- 地域で創出された再生可能エネルギーを地域で消費するエネルギーの地産地消を推進します。
- 中心市街地や工業地域など、一定のまとまった地域での面的なエネルギーシステムの構築に向けて、実現の可能性等について検討します。
- 再生可能エネルギー設備の導入と併せた蓄電池の導入を促進します。

市民の取組

- 再生可能エネルギーについて情報収集し、理解を深めます。
- 太陽光発電システムや太陽熱温水器を設置するなど、再生可能エネルギーを積極的に活用します。
- 使用済み天ぷら油などの廃食油の回収に協力し、天ぷら油から BDF を精製するリサイクルを促進します。
- 住宅の冷暖房や給湯機器、ボイラーの更新の際に、まき、木炭、チップ、ペレットなどの木質バイオマス燃料とする設備の導入を検討します。
- エネルギーの地産地消や面的利用について理解を深めます。
- 再生可能エネルギーの導入と併せて蓄電池を導入し、エネルギーを効率的に利用します。

事業者の取組

- 再生可能エネルギーについて、市民への情報発信に努めます。
- 太陽光発電システムや太陽熱温水器を設置するなど、再生可能エネルギーを積極的に活用します。
- 太陽光発電等を導入する際には、自然環境との調和と関係法令の遵守徹底を図るほか、地域住民への説明・合意形成、地域貢献型事業の支援等により、地域との共生を推進します。
- 使用済み天ぷら油などの廃食油の回収 BOX 設置の受け入れなどに協力し、天ぷら油から BDF を精製するリサイクルを促進します。
- 事業活動の中で木質バイオマスの利用を検討するとともに、事務所等の冷暖房や給湯機器、ボイラーの更新の際に、木質バイオマス燃料とする設備の導入を検討します。
- エネルギーの地産地消や面的利用について理解を深めます。
- 再生可能エネルギーの導入と併せて蓄電池を導入し、エネルギーを効率的に利用します。



再生可能エネルギー

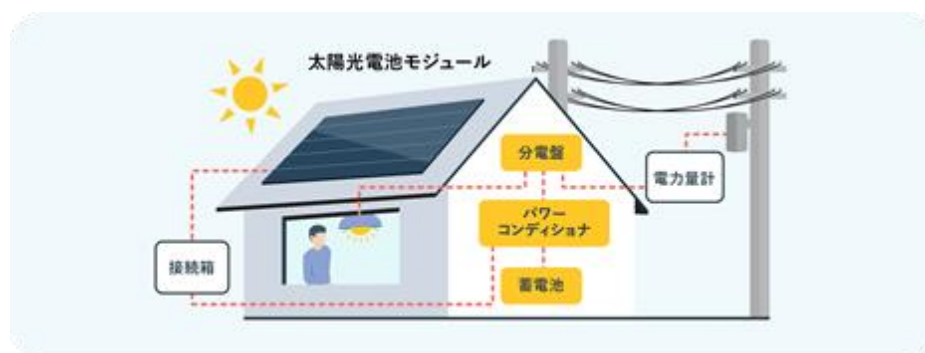
石炭や石油などの化石燃料を燃やして発電する火力発電は、発電時に多くの二酸化炭素を排出しますが、太陽光、風力などの再生可能エネルギーにより発電された電気は、発電するときに二酸化炭素を発生しません。再生可能エネルギーにより発電された電気を使用することは、二酸化炭素の排出抑制につながります。



出典:環境省ホームページ (再エネスタート)

住宅への屋根置き太陽光発電設備の導入

住宅の屋根や空いた土地などに太陽光パネルを設置し、太陽の光を受けることで電気が発生します。その電気を活用することで、毎月の光熱費を大幅に節約できます。昼間に発電した電力を賢く使い、余った電気は蓄電池に貯めたり、お湯を沸かして貯めておいたり、電力会社に売ったりすることも可能です。また、地震や台風などの災害時に停電した場合でも、その電力を使うこともできます。新築だけでなく、既存の住宅にも設置できます。



出典:環境省ホームページ (再エネスタート)

※太陽光パネルの重さに家の強度が耐えられるか確認が必要です。築年数が経過している家だと設置できないことがあります。

※家の瓦のタイプによっては取り付けられないことがあります。

工場・事務所等への自家消費型太陽光発電設備の導入

自家消費型太陽光発電は、発電した電気を固定価格買取制度を利用して売るのではなく、自社設備で使用するものです。電力会社から買って使う電気から、自家発電の電気になることで、電気代が削減できるほか、太陽光発電による二酸化炭素排出量の削減で、企業価値の向上につながります。また、非常用電源として、停電時の日中に必要最低限の電気を確保することができます(パワーコンディショナの自立運転機能がある、日中発電しているなど一定の条件が必要)。

休業日が少なく、日中の電気使用量が多い施設は、発電した電気を最大限活用できるため、自家消費型太陽光発電システムの導入に特に向いています。



出典:環境省ホームページ (再エネスタート)

※工場の屋上や遊休地など広いスペースが必要になります。

※悪天候の日や夜間は通常どおり電力会社から電気を購入する必要があります。

※災害に備えたり、悪天候や夜間であっても電気を使用することができる蓄電池もあわせて導入することが推奨されます。

※発電量を下げないためにパネルに汚れがついていないかといった定期点検が必要です。



市役所の取り組み

太陽光発電

消防防災合同庁舎をはじめ、全小中学校など市有施設31施設に太陽光発電設備を設置しています。

令和4年度には、初期費用のかからないPPAの導入手法で、小中学校5施設に自家消費型太陽光発電設備を追加導入しました。

令和5年度には、市有施設の建築年数や構造、電力使用量等の情報をもとに、太陽光発電設備の新規導入または追加導入の可能性を調査し、導入可能性の高い15施設の導入容量、発電見込み量等を検討しました。

今後、費用対効果や施設の状況等を見極め、市有施設への新規導入または追加導入を検討します。



ごみ発電（清掃センター）

清掃センターでは、焼却炉で発生する燃焼ガスのエネルギーを有効利用して蒸気を生産させ、蒸気タービンによる発電を行っています。

発電した電気は清掃センターで使用し、余った電気は売電しています。



消化ガスの有効利用（下水処理場）

汚泥処理に伴い発生する消化ガスの余剰分を近接する企業の火力発電所の燃料として使用することで、エネルギーの有効利用を図っています。



基本方針5 人や環境にやさしい交通の実現

環境にやさしい交通手段の利用を推進していきます。



行政の取組

5.1 公共交通の利用促進

- 路線バスのバリアフリー対応車の導入を促進し、バス利用者の利便性向上を図ります。
- デマンドタクシー（おでかけタクシー）運行の継続とともに、デジタル化により利用者の利便性向上を図ります。
- MaaS等による公共交通機関の効率化、新しい移動サービスの検討を行います。
- 高齢ドライバー等の運転免許返納者に対する公共交通機関の利用優遇制度を継続します。
- 「エコ通勤デー」の取組を継続していくとともに、市内の事業所に対しても、自転車や公共交通機関等を利用したエコ通勤の取組の普及促進を図ります。
- カーシェアリングの普及について検討を行います。

5.2 自転車の利用促進

- 景観に配慮した街路樹の適正な管理を行うとともに、都市計画決定している幹線道路を中心に、街路樹や植栽による緑化、広幅員の歩道の設置を進め、人にやさしい自転車、歩行者空間の整備を推進します
- 各地域拠点に日常生活に必要な商業・医療・福祉サービス施設等を集約配置することで、自転車や徒歩による移動圏内で日常生活のニーズが満たされるよう、環境負荷が少なくエネルギー効率の高い都市整備を推進します。
- 市民参加型の自転車利用促進策により、自転車利用を促進します。
- 警察、学校等と連携し、幅広い世代に自転車の通行ルール等の周知を図り、自転車の安全利用を促進します。
- 公務における自転車の積極的利用に努めます。

5.3 次世代自動車の普及促進

- 次世代自動車の導入に対する国や県の支援等の情報提供を行うなど、市民や事業者による次世代自動車の選択を促します。
- 公共施設への充電設備の導入拡大について検討を行います。
- 公用車の更新の際、環境負荷の少ない次世代自動車の導入を検討します。

5.4 エコドライブ実践の普及促進

- 快適・安全に運転できる、速度や車間距離を自動で保つアシスト技術を採用した自動車について、普及促進を図ります。
- アイドリングストップ等、環境にやさしい自動車の運転方法であり、安全性の向上にもつながるエコドライブについて、情報発信に加えてエコドライブ講習会やキャンペーンの実施等により普

及啓発を行います。

- 職員が公用車を利用する際、エコドライブの実践を徹底します。

市民の取組

- 移動する際には、できるだけ公共交通機関や自転車を利用します。
- 通勤の際はできるだけ公共交通機関や自転車を利用し、エコ通勤に努めます。
- 自動車を選択する際には、ハイブリッドカーや電気自動車などの次世代自動車の利用に努めます。
- 電気自動車等を選択する際には、自宅への太陽光発電設備設置と電気自動車から自宅へ電気を供給する設備（V2H）の設置に努めます。
- アシスト技術を採用した自動車の利用に努めます。
- 日常生活において、エコドライブを実践します。

事業者の取組

- 移動する際には、できるだけ公共交通機関や自転車を利用します。
- 従業員がエコ通勤に取り組みやすい環境整備に努めます。
- 自動車を選択する際には、ハイブリッドカーや電気自動車などの次世代自動車の利用に努めます。
- 電気自動車等を選択する際には、事業所への太陽光発電設備設置と電気自動車から事業所へ電気を供給する設備（V2H）の設置に努めます。
- 事業所敷地内への充電設備やソーラーカーポート等の設置に努めます。
- アシスト技術を採用した自動車の利用に努めます。
- 従業員の通勤や業務での移動における自動車利用において、エコドライブを実践します。



自動車の削減効果

運輸部門の排出量のうち約3分の1が自動車によるものです。次世代自動車の購入、エコドライブの実施、通勤手段の見直しにより、二酸化炭素削減のほか、購入や維持経費の節約につながります。

表5-3 世帯分類別による削減効果

対象	対策内容	CO ₂ 削減効果 (kg-CO ₂ /台)	節約額 (円/年)
次世代自動車の購入意向のある世帯	自動車購入時に次世代自動車（EV,PHEV,HV,FCV）を選択する	610.3	75,152
10年後までに自動車購入機会がある世帯	自動車を保有する代わりに、カーシェアリングを利用する	490.5	149,247
全世帯	テレワークにより通勤に伴う移動を削減する	840.3	61,267
	ふんわりアクセル、加減速の少ない運等のエコドライブを実施する	117.3	9,365
	近距離通勤の場合、通勤手段を自動車から自転車・徒歩通勤に見直す	161.6	11,782
	通勤手段を自動車から公共交通機関に見直す	35.1	-

※CO₂削減効果や節約額は一定の前提を置いて試算したものであり、条件により異なります。

出典：環境省 デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）ホームページ



次世代自動車

次世代自動車とは、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のことです。

電動車

次世代自動車のうち、EV（電気自動車）・PHEV（プラグインハイブリッド自動車）・HV（ハイブリッド自動車）・FCV（燃料電池自動車）を電動車といいます。

電動車は外部給電機能を有するほか、特にEV・PHV※・FCVは走行時に二酸化炭素を排出しません。※EVモードによる走行時

表5-4 電動車の種類

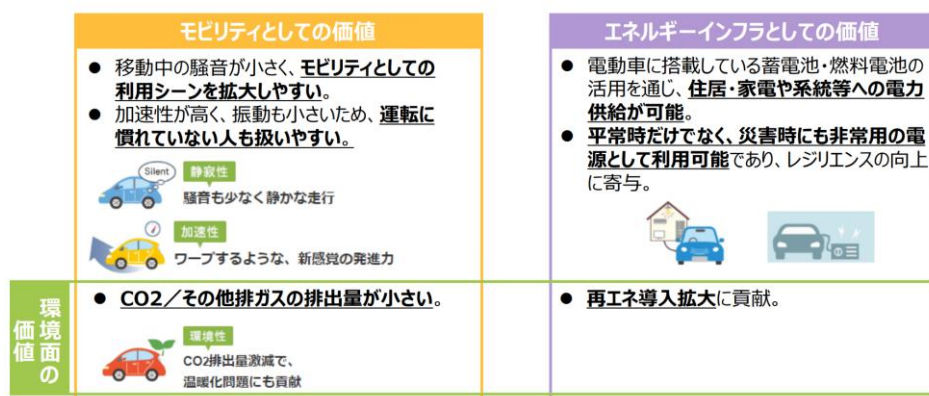
EV (電気自動車)	PHEV (プラグイン ハイブリッド自動車)	HV (ハイブリッド自動車)	FCV (燃料電池自動車)
電気を利用してモーターで走行	外部から充電できるHVで、モーターでもエンジンでも走行	通常はガソリンを利用して走行し、発進時や低速時にモーターを利用	水素から電気をつくり、燃料電池を利用してモーターで走行

モーターはエンジンよりも効率が高いため、動力源として電力を全部または一部利用する電動車はガソリン車よりも燃費が良くなっています。

電動車が生み出す価値

電動車は「環境面の価値」「モビリティとしての価値」に加え、蓄電池・燃料電池を活用することによる「エネルギーインフラとしての価値」があり、停車時間も有効活用することが可能です。

図5-10 電動車の価値



出典：経済産業省 自動車課・電動車活用社会推進協議会「電動車活用促進ガイドブック」

充電インフラの整備

EV や PHEV を充電するには、充電器が必要です。充電器には、普通充電器と急速充電器の 2 種類があります。

表 5 - 5 充電器の種類

種類	普通充電器 (出力：10kW 未満)	急速充電器 (出力：～150kW)
充電時間	長時間（数時間～半日）をかけて充電	短時間（概ね 30 分間）をかけて充電
出力	3kW と 6kW が主力	50kW 以下が主力 高速道路新設は 90kW 以上が主力
電流方式	電源：交流・単相(100V 又は 200V) 出力：交流・単相(100V 又は 200V)	電源：交流・三相（200V～460V） 出力：直流（200V～450V）
費用	設置費用は安い（数万円～数十万円） 維持・固定費用は比較的安い（年数万円～）	設置費用は高い（350 万円～数千万円） 電気料金の基本料金や保守等の維持・固定費用が高い（年 100 万円～）
設置場所	戸建住宅、集合住宅、商業施設・ホテル等	高速道路の SAPA や道の駅、SS 等

今後、EV 等の普及と併せて充電器等の設置をバランスよく進め、自宅等での普通充電と経路での急速充電を組み合わせた重層的な充電インフラ整備を進めていく必要があります。

図 5 - 1 1 重層的な充電インフラ整備



出典：経済産業省 充電インフラ整備促進に関する検討会 事務局資料

基本方針6 循環型社会の構築

ごみの減量化に取り組んでいきます。



行政の取組

6.1 ごみの発生抑制・排出抑制の推進

- ごみの発生抑制や適正な分別方法等について、市政だよりやイベント等を通じて情報発信し、取組の普及啓発に努めます。
- 食品ロスを抑制するため、3010 運動、おいしい食べきり運動推進店登録の取組を進め、啓発に努めます。
- ごみ減量のため、生ごみ処理容器等の購入補助、ダンボールコンポストなどによる生ごみのたい肥化を促進します。
- プラスチックごみの排出抑制のため、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用削減や繰り返し使用できる製品の利用を推進します。
- 公共施設でのごみの分別を徹底し、ごみの減量化に努めます。

6.2 ごみの再資源化・再利用の推進

- プラスチック製容器包装の可燃ごみへの混入率の減少、回収率の向上に努めます。
- 資源ごみの集団回収や民間事業者と連携した「にいほま 3 R ネットワーク※」の取組を進め、3 R の取組を促進します。
※市内のリユースショップや店頭回収を実施しているスーパー、資源回収事業者の登録制度。何をどこに持って行けばリユース、リサイクルできるかを見える化する取組。
- 資源化されるごみ（布類、プラスチック製容器包装、びん、缶、ペットボトル、古紙類、有害ごみ）の分別収集を推進します。
- 使用済み天ぷら油を回収し、BDF（バイオディーゼル燃料）等への精製、利用に向けた取組を推進します。
- 清掃センターの見学の受入れ等により、市民や事業者による学習の機会を設けます。

6.3 適正な廃棄物処理の推進

- 廃棄物処理施設の性能水準が一定以下となる前に保全処置を行う予防保全型の維持管理を行います。
- 関係機関・団体等と連携を強化し、パトロール、早期発見・早期対処による不法投棄防止に取り組みます。
- 時代に呼応した廃棄物処理施設の運営と共同化・広域化・集約化の視点を加えた施設の再編を目指します。また、民間活用の調査検討に取り組めます。
- 廃棄物等の熱回収・エネルギー化等の調査検討を行います。
- 旧施設の適正な維持管理及び災害対応も含めた廃止・跡地利用の検討を行います。

市民の取組

- マイバッグの持参や過剰包装を断るなど、ごみを出さない生活に努めます。
- 不要な買い物をしない、食事は食べきれぬ分だけを作るなどごみの減量や食品ロスの削減に努めます。
- 物を大切にし、壊れたものは修理して長く使用するなど使えるものは再度使うよう努めます。
- ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用の削減や繰り返し使用できる製品の利用に努めます。
- 分別によるごみ出し、「にいほま3Rネットワーク」によるリユースショップ、スーパー等の店頭回収、資源回収事業者の利用により3Rを推進します。

事業者の取組

- 飲食店における食べ残しの削減について、市民への情報発信に努めます。
- 商品の生産やサービスの提供など事業活動に伴う排出物の発生抑制、再使用及び再資源化に努めます。
- ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用の削減や繰り返し使用できる製品の利用・提供に努めます。
- 法令を遵守し、自らの責任で廃棄物を適正に処理します。
- 従業員等に対して廃棄物の適正処理の重要性を啓発し、意識の向上を図ります。



プラスチック

プラスチックはその利便性の高さからペットボトルや容器包装等、様々な用途で使用されていますが、製造過程やごみとして焼却される過程で大量の二酸化炭素を発生させます。また、プラスチックごみの流出による海洋汚染は、生態系に大きな影響を与えています。

正しい処理やリサイクル方法、バイオマスプラスチックや代替素材などを理解しながら、プラスチックと賢く付き合っていくことが重要です。

「にいほまプラスチック資源循環戦略」（令和5年3月策定）

家庭から排出されるプラスチックごみを取り巻く課題に総合的に取り組むため、本市の特性を生かした基本的な考え方や方向性、各主体の具体的な取組などを取りまとめています。

※ 3R + Renewable

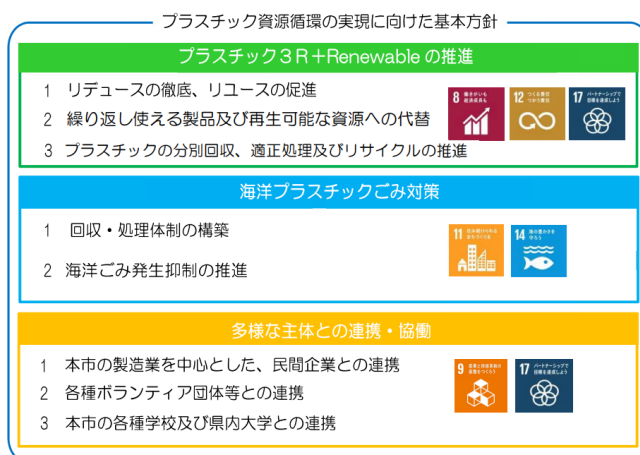
Reduce(リデュース)=廃棄物の発生抑制

Reuse(リユース)=再使用

Recycle(リサイクル)=再資源化

Renewable(リニューアブル)

=再生可能資源への代替



出典：にいほまプラスチック資源循環戦略

「海洋プラスチック」

ポイ捨てや放置されたプラスチックごみは、河川などを通じて海へ流出し、海岸や海底にたまったり、水中を浮遊したりします。紫外線や波によって分解された5mm未満の微細なマイクロプラスチックは、海洋生物が餌と間違えて食べることで、吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれ、生態系や海洋環境に悪影響を及ぼすおそれがあるとされています。

また、プラスチックが日射の影響や水中で劣化し、メタン等の強力な温室効果ガスが放出されるとい研究成果も公表されています。(参考：政府広報オンラインホームページ)

図5-12 海のプラスチックごみはどこから来るの？



出典：政府広報オンライン



さまざまなプラスチックごみ
(新居浜市垣生海岸)

基本方針7 みどり豊かな環境の整備

農地、森林の整備、保全に取り組んでいきます。



行政の取組

7.1 緑化の推進

- 公共施設や家庭、事業所等におけるみどりのカーテンの普及促進、花いっぱいのみちづくり等の事業を通じて、地域や市民と協働して緑化の推進を図ります。
- 都市公園・緑地の適正な管理を行い、市街地の緑化を推進するとともに、「緑化重点地区」である新居浜駅周辺地区において積極的に緑化を推進します。
- 市民が森林に親しむ機会の確保や緑の保全・創出に関する情報提供に努めます。
- ブルーカーボン生態系等を活用した吸収源対策の可能性を検討します。

7.2 森林・農地の保全

- 森林の多面的機能が十分に発揮できるよう、長期的視点に基づいた計画的な森林保全や新たな森林管理システムの推進に取り組み、民有林の間伐等の管理を進めていきます。
- 魅力的な林業の促進等を進めるとともに、野生動植物と共生できる持続可能な森づくりに取り組みます。
- 農業振興地域にある農用地について、無秩序な転用を抑制するとともに、後継者や新規就農者の育成を支援します。
- 農業振興による農地の維持・保全に努め、耕作放棄地については森林化・原野化を防止するとともに、再生や有効活用に取り組みます。

7.3 森林資源の利活用促進

- 間伐材の活用方策として、木質バイオマス利活用に関する支援や、新たな活用方策等を検討し利用を促進します。
- 「新居浜市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、地域材の利用促進に努め、個人の住宅など一般建築物へも効果的に木材利用の拡大を推進します。

市民の取組

- みどりのカーテンの設置や、敷地内に花や樹木を植えるなど、緑化に取り組みます。
- 市の緑化事業に積極的に参加します。
- 森林に関する情報を収集し、理解を深めます。
- 自然農園を利用するなど、農地の保全に協力します。
- 地域材を利用した製品等の購入、使用に努めます。
- 住宅の新築、改築の際には、地域材を選択し利用します。

事業者の取組

- みどりのカーテンの設置や、敷地内に花や樹木を植えるなど、事業所での緑化に取り組みます。
- 市の緑化事業に積極的に参加します。
- ブルーカーボン生態系等を活用した吸収源対策の可能性を検討します。
- 森林に関する情報を収集し、理解を深めます。
- 景観形成作物の作付けに取り組むなど、遊休農地の削減に努めます。
- 事業において木材製品を購入する際には、地域材を選択し利用します。
- 建築物等への地域材の利用に努めます。

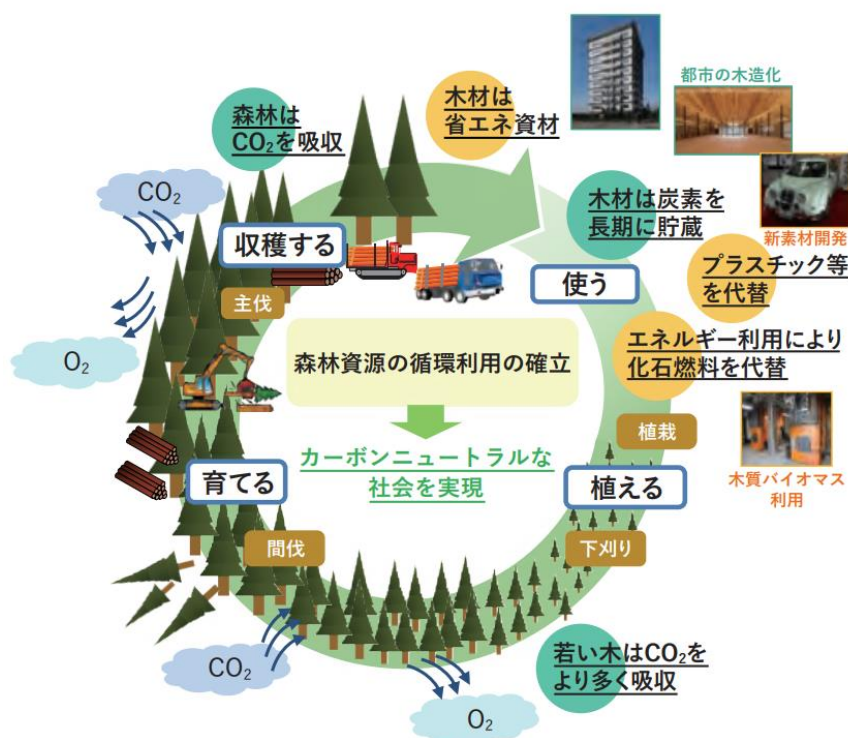


森林の役割

植物には、半永久的に利用可能な太陽光エネルギーを利用して、大気中の二酸化炭素を有機物として固定するという働きがあり、特に樹木は幹や枝などの形で大量の炭素を蓄えています。

製品としての木材を住宅や家具等に利用することは、木材中の炭素を長期間にわたって貯蔵することにつながります（炭素貯蔵効果）。さらに、木材は、鉄等の資材に比べて、製造や加工に要するエネルギーが少なく製造・加工時の二酸化炭素の排出量が抑制されることとなります（省エネ効果）。また、木材のエネルギー利用は、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有しており、化石燃料の使用を抑制することができます（化石燃料代替効果）。

図5-13 森林資源の循環利用



出典：林野庁ホームページ

基本方針8 自分で考え行動できる人の育成

人材の育成、各主体の連携・協働を推進します。



行政の取組

8.1 環境教育・環境学習の推進

- 講演会や学習講座、イベント等により、地球温暖化対策について考える機会を提供し、環境配慮意識の向上を図ります。
- 別子銅山の公害の克服や森林の再生などの歴史の学習機会を提供し、シビックプライドの醸成と環境教育・環境学習の推進に取り組みます。
- 子どもたちの発達に段階に応じた環境教育・環境学習、ESD(持続可能な開発のための教育)の推進に取り組みます。

8.2 環境配慮行動の支援

- 地球温暖化対策に地域で積極的に取り組む市民、団体等を優良事例として紹介し、環境活動を促進します。
- 環境に配慮した行動に対し「あかがねポイント」を付与し、地球温暖化対策につながる行動の継続を支援します。

8.3 環境教育・環境学習を支える人材の育成

- 環境教育や環境学習等について指導、助言等ができる人材の育成に努めます。

8.4 連携・協働の仕組みづくり

- 地球温暖化対策に地域で取り組む団体等との情報共有、相互連携の強化・充実に努めます。
- 団体等の活動を市政だよりやホームページ等で広く周知し、取組の推進を図ります。

市民の取組

- 環境学習、環境イベント等の情報を集め、積極的に参加します。
- 家庭内で環境問題について話し合う機会を増やします。

事業者の取組

- 環境学習、環境イベントに積極的に参加するとともに、場や機会の提供に協力します。
- 事業所内での環境教育・環境学習に努めます。
- 環境教育・環境学習を広げる人材育成に協力します。

基本方針9 気候変動への適応策

既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない地球温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整し、被害を最小限に食い止めます。



地球温暖化に対する取組には、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と、現在及び将来予測される影響に対処する「適応策」があります。

「緩和策」とは、省エネルギー対策等により、温室効果ガスの排出を抑制することを指し、本計画の対策や取組はこの「緩和策」にあたります。

一方で、「適応策」とは、既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない地球温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組をいいます（図5-12）。

図5-14 緩和・適応とは？



出典：気候変動適応情報プラットフォームホームページ

地球温暖化が進むと、自然環境や生態系のみならず、社会や経済にも深刻な影響を及ぼすことが懸念され、進行する地球温暖化に対して、その原因となっている温室効果ガス排出抑制等を行う「緩和策」を最大限に取り組んだとしても、地球温暖化による気候変動の現象は既に発生しており、今後も避けることはできません。

このような気候変動による回避できない影響に対して適応の視点を取り入れ、応急的に防止し軽減させるための「適応策」を今後しっかりと進めていくことが重要です。

図5-15 日本における気候変動適応の主要7分野



家庭でできる適応策

- **水を大切に使う**

地球温暖化によって、雨が降る日がだんだん少なくなる可能性があります。
シャワーの時間を短くする、まとめて食器を洗うなどの節水を徹底することや雨水タンクを設置し雨水の有効利用を行うなど、水を大切に使いましょう。
- **熱中症を予防する**

地球温暖化が進み、気温が上がることで、熱中症になる可能性が高まるので、これまで以上に熱中症に気をつける必要があります。
暑い日は、こまめに休息をとったり、外出する際は帽子や日傘を使用したり、水分・塩分補給を行うことで熱中症を予防しましょう。
- **自然災害に備える**

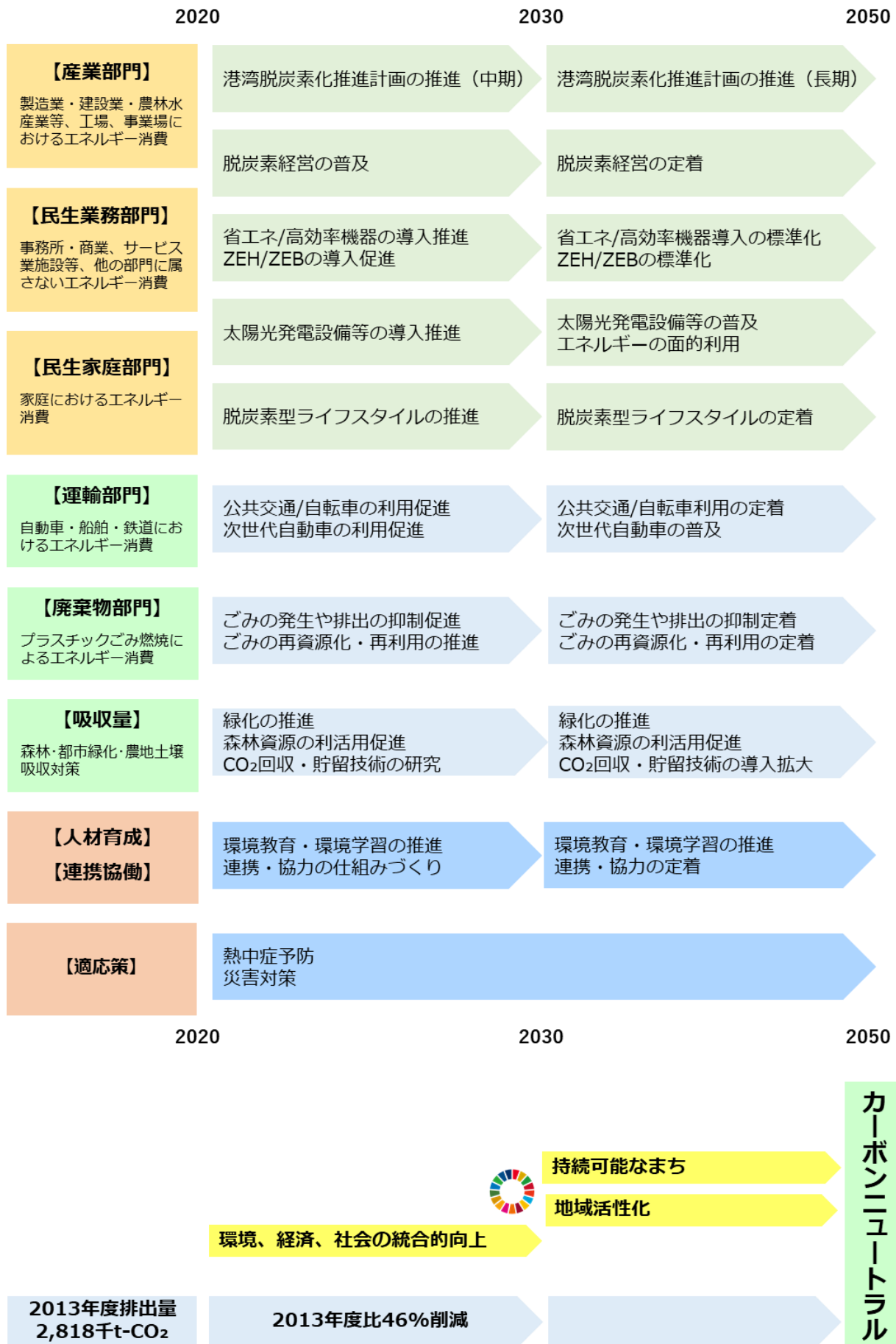
雨が降る日が少なくなる可能性がある一方で、一度に降る雨の量が極端に多くなったり、大型の台風が来たりする可能性があります。
災害に備えるために、自分の地域のハザードマップや避難経路、避難場所を確認し、防災訓練に参加するなど、起こりうる災害に対し事前に備えましょう。
- **感染症に気をつける**

地球温暖化が進み、気温が上がることで、暖かい地域にしか住めなかったような今までいなかった病気を媒介する蚊などの虫が北上する可能性があります。
蚊の育つ不要な水たまりを作らない、庭の下草刈りを行う、肌を露出しない服装や虫よけスプレーを使用するなど感染症対策を行いましょう。

適応策に関する行政の取組

- 気候変動の影響や、適応策の具体的な取組内容について、市政だよりやホームページ等を通じて情報提供を行い、適応策の必要性等の周知を図ります。
- 一人ひとりが気候変動や適応策について、知り、考える機会や場の提供を進め、適応策に取り組む意識、機運の向上を図ります。
- 新居浜市地球高温化対策地域協議会と連携し、気候変動の影響や身近な適応策の取組内容等について普及啓発に努めます。
- 本市における気候変動の現状及び影響の把握、既存施策における対応状況等の整理を進めます。
- 適応計画策定に係る国の法整備や県の動向を注視しつつ、適応策に関係する部局間の情報共有を図り、体制整備を進めます。

5-3 ロードマップ

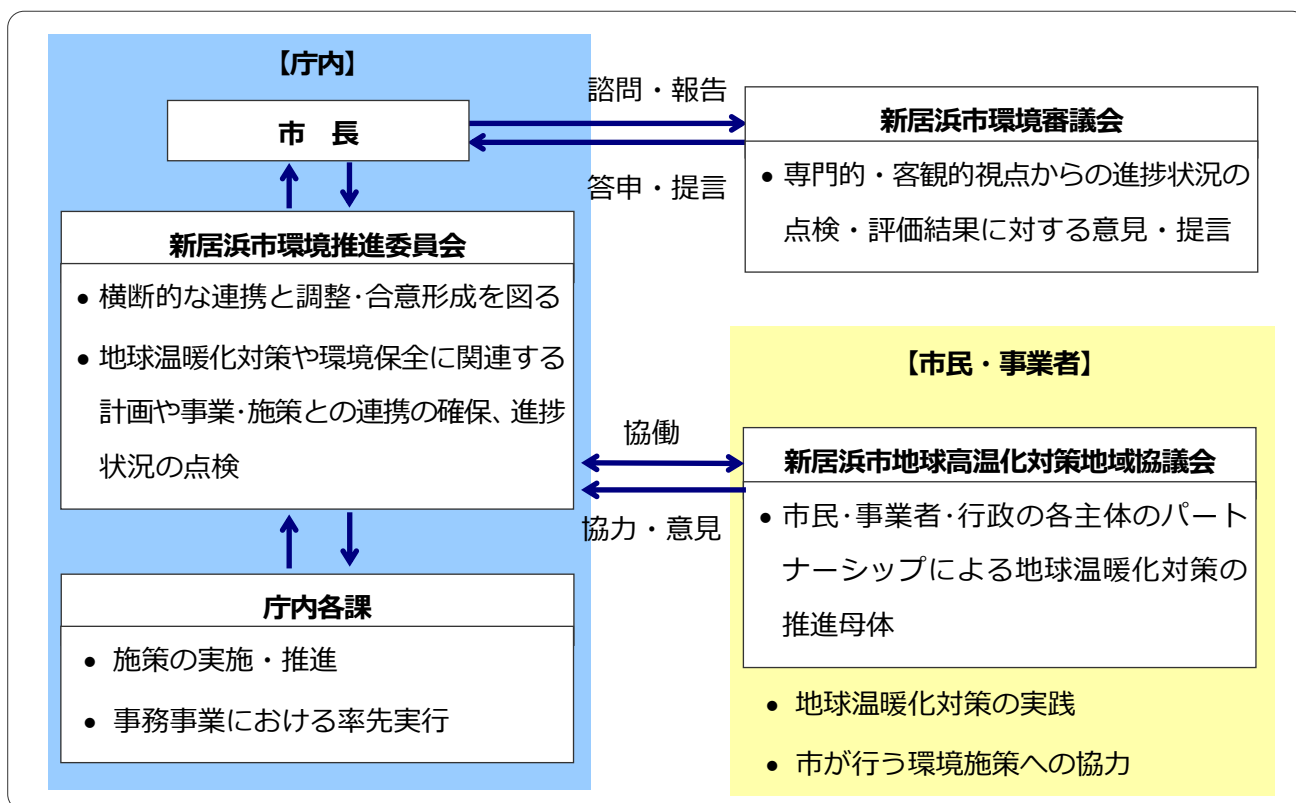


第6章 推進体制と進行管理

6-1 推進体制

計画の推進・進行管理は、上位計画である「にいはま環境プラン」の推進体制や進行管理方法との整合に留意します。

両計画を、ともに本市の環境行政に関する指針として一体的に推進、進行管理を行うことにより、全庁的に着実な推進、中長期にわたる円滑な進行管理に努めます。【市民・事業者】



(1) 地域における推進体制 ～新居浜市地球高温化対策地域協議会～

市民、事業者、行政の各主体のパートナーシップによる地球温暖化対策の推進母体として、本市における地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策地域協議会である「新居浜市地球高温化対策地域協議会」と連携、協働し、同協議会の活動を通じて効果的に計画を推進します。

(2) 市内における推進体制 ～新居浜市環境推進委員会～

本計画に掲げる施策は、本市の行政分野の多岐にわたります。そのため、市内における関係部局の横断的な連携と調整・合意形成を図る場として設置している「新居浜市環境推進委員会」において、各部局の地球温暖化対策や環境保全に関連する計画や事業、施策との連携の確保、進捗状況の点検などを行います。

(3) 愛媛県、周辺自治体との連携・協力

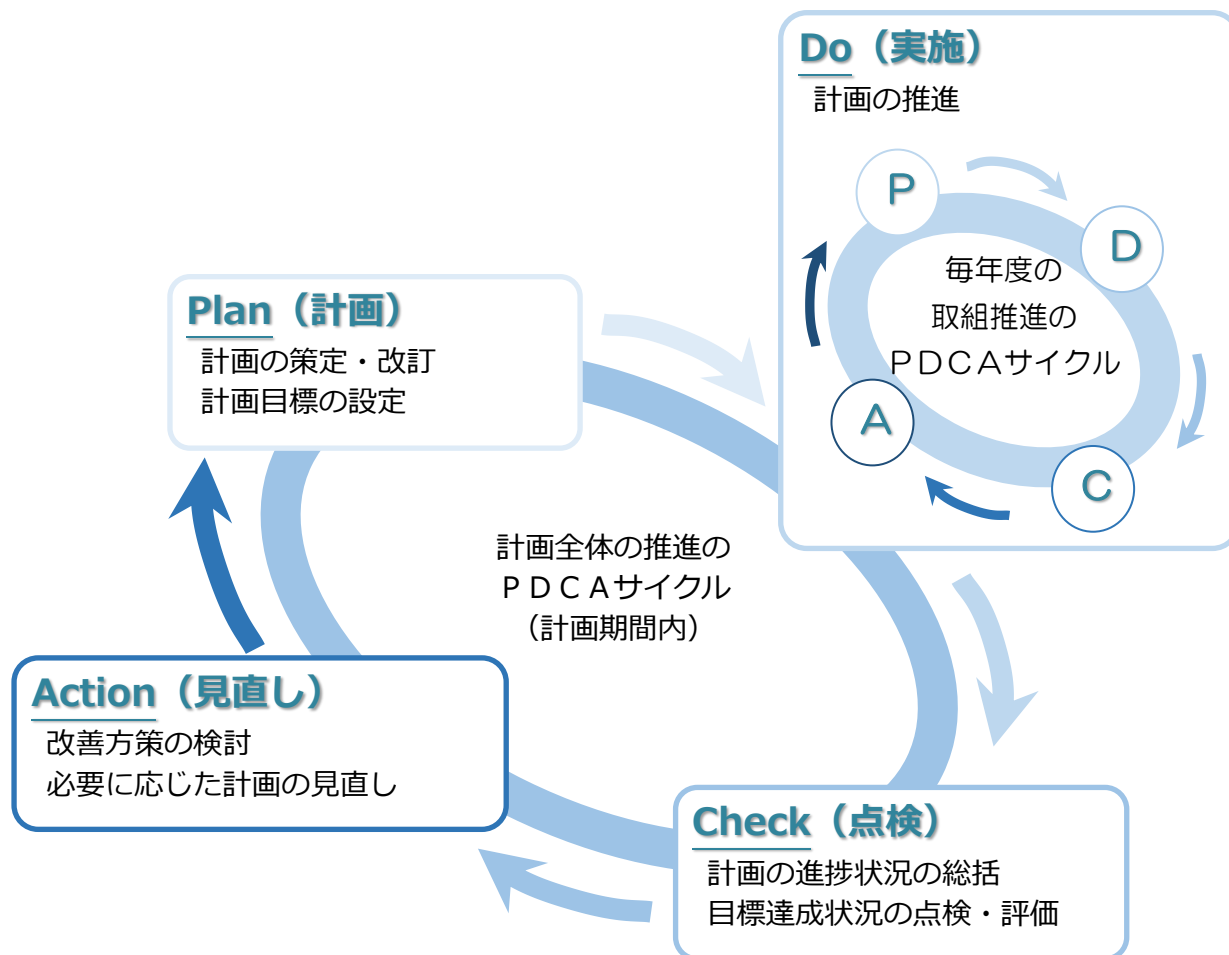
本計画を推進するにあたり、交通対策や森林吸収源対策など、広域的視点からの取組が有効な対策については、愛媛県や周辺自治体と連携、協力して行います。

(4) 地球温暖化防止活動推進員、愛媛県地球温暖化防止活動推進センターとの連携・協力

地球温暖化対策推進法に基づき任命されている地球温暖化防止活動推進員や、県内の推進拠点となる愛媛県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、各主体への普及啓発や地球温暖化対策に関する相談、助言、人材育成、調査研究等を推進します。

6-2 進行管理

全庁に役割が及ぶ本計画を着実に進行管理するため、計画に掲げる施策の実施にあたっては、本市独自の環境マネジメントシステムNi-EMS（ニームス）のPDCAサイクルの考え方を多層的に運用し、継続的な改善を図りながら推進します。



(1) 温室効果ガス排出量の算定・公表

計画で掲げる削減目標の達成状況や施策、取組の効果を評価するため、市域から排出される温室効果ガス排出量を毎年度算定し、公表します。

算定手法は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和5年3月）」の標準的手法を原則としますが、最新知見に基づき、より精度向上や進行管理の実効性向上が期待できる手法を取り入れる際は、現手法による算定結果との整合性を精査しつつ、適宜、導入を検討します。

(2) 取組状況の評価・公表

毎年度、計画の取組状況进行评估し、その結果を「新居浜市環境審議会」に報告するとともに、年次報告書として「にいはまの環境報告書」を作成し、市ホームページや市政だよりなどを通じて広く市民に対して公表します。

(3) 計画の見直し

本市を取り巻く環境や社会の状況の変化等に応じて、市民等の意見を反映させながら、施策や目標などの見直しを行います。また、国の動向や対策技術の開発・普及などを踏まえ、5年を目処に計画の見直しを行います。

～新居浜の美しく豊かな自然環境を次の世代に引き継ぐために～
持続可能なまちづくり

●新居浜の四季



用語解説

【あ行】

エコアクション 21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。

エコドライブ

急がない・乱暴にならない、ゆっくり加速・ゆっくりブレーキ、車間距離にゆとりを持つなど、低燃費で安全を考えた運転。

エネルギー消費原単位

エネルギー効率を表す値。例えば、製品一単位を生産するのに必要な電力や熱（燃料）などのエネルギー消費量。

エネルギー起源 CO₂

温室効果ガス排出量の分類に用いられるものの一つ。石炭、石油、ガス等の燃料の使用と電力の使用に伴って排出される二酸化炭素。

【か行】

カーボンニュートラル

ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことを言う。例えば、植物の成長過程における光合成による二酸化炭素の吸収量と、植物の焼却による二酸化炭素の排出量が相殺され、実際に大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えないことが考えられる。

クール&ウォームシェアスポット

クールシェアとは、夏の暑い日に家で一人が1台のエアコンを使うのではなく、ひとつの部屋や場所に集まり、みんなで涼しさを共有するという取組み。ウォームシェアは、冬季において暖房を共有する取組み。クールシェア&ウォームシェアスポットとは、クールシェア&ウォームシェアをするのに適し、一般の方に開かれた場所。

【さ行】

次世代自動車

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等の総称。

旬産旬消

地域で栽培された露地栽培の農産物などを、旬の時期に消費すること。地産地消より派生した概念で、暖房に燃料を使うハウス栽培よりも、生産段階での二酸化炭素排出量が少なく、環境への負荷を減らすことができるという考え方に基づく。

省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)

省エネルギーについて定められている法律。石油危機を契機として昭和54年に制定され、燃料資源の有効な利用の確保と、工場・事業場、輸送、建築物、機械器具に関するエネルギー使用の合理化等を目的とする。

スマートメーター

エアコンや照明、セキュリティ機器などの家電機器や事業所内設備系機器等を、電気、ガス、水道等の各種メーターと接続することによって、各機器の稼動状況などを把握、管理する仕組み。

促進区域

地域脱炭素化促進事業の対象となる区域で、温対法第 21 条第 5 項において、市町が定めるよう努めるものと規定されている。・地域脱炭素化事業とは、地域との円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入を促進するための制度であり、促進区域の設定は、①あらかじめ動植物の生態系や景観に配慮すべきエリアを除外することで、再エネの開発による自然環境や生活環境への影響を抑えることができる、②促進区域に再エネ発電設備などが増えることによる、地域の経済・社会の持続的発展が期待できる。なお、市町が定める促進区域の設定にあたっては、環境省令で定める基準に従い、かつ、県が促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき定めるものとされている(温対法第 21 条第 6 項)。

【た行】

地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)

国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。

地球温暖化防止活動推進員

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市民などによる地球温暖化防止の活動を支援し助言するため、都道府県知事が委嘱する運動員。

地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化防止活動推進センターは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」によって定められたセンターで、各都道府県知事や政令指定都市等市長によって指定される。主な業務は地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」、「活動支援」、「照会・相談活動」、「調査・研究活動」「情報提供活動」など。

地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費すること。また、その考え方や取組。

電力排出係数

一定の電力を作り出す際に、どの程度の二酸化炭素 (CO₂) が排出されたかを表す指標。単位は kg-CO₂/kWh。

【は行】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

【ま行】

モーダルシフト

トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。

【アルファベット】

BDF (バイオディーゼル燃料)

油糧作物（なたね、ひまわり、パーム）や廃食用油といった油脂を原料として製造する軽油代替燃料。化石燃料由来の燃料に比べ、大気中の二酸化炭素を増加させないカーボンニュートラルの特性を持った燃料。

BEMS (ベムス：ビルエネルギー管理システム)

照明や空調など、業務用ビルで用いられるエネルギー機器や設備の運転、エネルギー使用状況を、IT技術を利用して監視・管理するエネルギーマネジメントシステム。熱や空調などビルのエネルギー使用量を把握し、適正に管理することで、エネルギーを効率的に利用でき省エネになるほか、経費節減も図ることができる。

COP (気候変動枠組条約締約国会議)

Conference of the Partiesの略で「締約国会議」。1992(平成4)年に採択、1994(平成6)年に発行された気候変動問題に関する条約(国連機構変動枠組条約(UNFCCC))の参加国が年1回集まって行われる会議。

COOL CHOICE (賢い選択)

温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしているという取り組み。政府を上げての国民運動。

ESD

Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」。環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

EMS (環境マネジメントシステム)

事業組織が環境の負荷を低減させ、継続的な改善をする目的で、PDCAサイクルを取り入れた組織体制、活動計画等の仕組み。

HEMS (ヘムス：家庭用エネルギー管理システム)

家電機器や給湯機器など住宅内のエネルギー消費機器をネットワーク化し、IT技術の活用により、家電機器等の最適運転や照明のオン・オフ、さらにはエネルギーの使用状況をリアルタイムで表示するなど、家庭におけるエネルギー管理を支援するシステム。

IPCC (気候変動に関する政府間パネル)

Intergovernmental Panel on Climate Changeの略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。

ISO 14001

国際標準化機構(International Organization for Standardization)が定めた環境管理(マネジメント)の国際規格で、組織・団体の行動について継続的な環境の改善を図るための仕組みを規定している。

LCCM (エルシーシーエム) (ライフ・サイクル・カーボン・マイナス) 住宅

建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省CO₂に取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時のCO₂排出量も含めライフサイクルを通じてのCO₂の収支をマイナスにする住宅のこと。

MaaS (マース：モビリティ・アズ・ア・マース)

地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

Z E B (ゼブ：ネットゼロエネルギービル)

設備の省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用等により、エネルギーを自給自足し、化石燃料などから得られるエネルギー消費がゼロ、あるいは、概ねゼロとなる建築物（オフィスビルなど）のこと。

Z E H (ゼッチ：ネットゼロエネルギーハウス)

住まいの断熱性、省エネ性能を向上させるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次消費エネルギー量（空調・給湯・照明・換気）の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅のこと。

新居浜市地球温暖化対策地域計画 第2次区域施策編

令和3（2021）年3月策定

令和6（2024）年3月改訂

発行/新居浜市 発行日/令和6（2024）年3月

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市市民環境部環境エネルギー局カーボンニュートラル推進室

TEL：0897-65-1284（直通） Fax：0897-65-1255

E-mail zerocarbon@city.niihama.lg.jp

HP <https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/zerocarbon/>



Hello!
NEW

新居浜